

令和4年第5回府中町議会定例会

会 議 録（第2号）

1. 開 会 年 月 日 令和4年12月9日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和4年12月12日（月）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（17名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 議長   | 梶 川 三樹夫 君 | 副議長  | 二 見 伸 吾 君 |
| 1 番  | 川 上 翔一郎 君 | 2 番  | 宮 本 彰 君   |
| 3 番  | 西 山 優 君   | 4 番  | 狩 野 雄 二 君 |
| 5 番  | 坂 田 栄 一 君 | 6 番  | 田 中 伸 武 君 |
| 7 番  | 山 口 晃 司 君 | 11 番 | 寺 尾 光 司 君 |
| 12 番 | 力 山 彰 君   | 13 番 | 三 宅 健 治 君 |
| 14 番 | 齋 藤 昇 君   | 15 番 | 益 田 芳 子 君 |
| 16 番 | 橋 井 肇 君   | 17 番 | 児 玉 利 典 君 |
| 18 番 | 木 田 圭 司 君 |      |           |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（1名）

10 番 西 友 幸 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 一般質問

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

|           |   |           |
|-----------|---|-----------|
| 町         | 長 | 佐 藤 信 治 君 |
| 副 町       | 長 | 齋 藤 哲 也 君 |
| 教 育       | 長 | 新 田 憲 章 君 |
| 総 務 企 画 部 | 長 | 増 田 康 洋 君 |

|               |             |
|---------------|-------------|
| 財 務 部 長       | 胡 子 幸 穂 君   |
| 福 祉 保 健 部 長   | 山 西 仁 子 君   |
| 町 民 生 活 部 長   | 森 本 雅 生 君   |
| 教 育 部 長       | 榎 並 隆 浩 君   |
| 危 機 管 理 監     | 屋 敷 学 君     |
| 総 務 課 長       | 宮 脇 理 恵 君   |
| 管 財 課 長       | 正 木 伸 君     |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 金 本 智 巳 君   |
| 健 康 推 進 課 長   | 塩 月 久 美 子 君 |
| 環 境 課 長       | 砂 崎 勇 介 君   |
| 環 境 課 主 幹     | 梶 山 睦 生 君   |
| 学 校 教 育 課 長   | 立 花 淑 子 君   |
| 社 会 教 育 課 長   | 箱 田 進 一 君   |
| 危 機 管 理 課 長   | 松 林 亮 君     |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## ８．職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長      森              太 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## ９．議事の内容

（開議    午前    ９時３０分）

○議長（梶川三樹夫君）    皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は１７名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和４年第５回府中町議会定例会第２日目の会議を開きます。

本日の会議の進め方でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君）    御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（梶川三樹夫君）    日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、16番橋井議員、17番児玉議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（梶川三樹夫君） 日程第2、一般質問を議題に供します。

一般質問は、慣例に従って総務文教から順を追って通告順に行います。

総務文教関係第1項、不登校児童生徒の学びの場を拡充へ、15番益田議員の質問を行います。

15番益田議員。

○15番（益田芳子君） 皆さん、おはようございます。15番益田芳子でございます。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

教育委員会におかれましては、新型コロナウイルス感染症の発生以来、児童生徒の感染防止対策、衛生管理等に万全な取組をいただいておりますことに感謝を申し上げます。冬場になり、インフルエンザの流行時期に再び年明けにも第8波の感染拡大の予想も出ており、受験のシーズンにもなります。引き続き児童生徒への感染防止や健康相談等、御指導いただきますようお願いを申し上げ、質問に入らせていただきます。

質問、不登校児童生徒の学びの場を拡充へ。

文部科学省が公表した調査結果によると、全国の小中学校で2021年度に不登校だった児童生徒は過去最多の24万4,940人で9年連続の増加となり、加えて、前年度に比べ25%の増加率は前例がないとのことでした。また、いじめの低年齢化も不登校の増加に影響しているとも言われ、10年前の学年別のいじめ件数では中学1年生が最多数でしたが、現在では、小学校2年生が最も多いとも報告をされています。

こうした不登校の過去最大となっている要因の1つに、新型コロナウイルスによる感染予防のために学校を休むことについて、教員も不登校の児童生徒に対して、登校を強く指導することも少なくなっていることが言われています。

本町でも、昨年度の不登校児童生徒数が、小学校で3年連続増加、中学校では4年連続して増加している現状です。また、新型コロナウイルス感染防止のため、学校では長時間マスクを着用しているため、友達や先生の顔の表情もよく分からない、友達と遊ぶ時間や部活動、学校行事も減り、給食も話をしないで食べる黙食となっている

など、人との関わりに制限をかけられた学校生活の中で、登校意欲が低下し、ストレスを発散する場も少なく、時に大きな不安を抱くようになったことも要因として考えられると思います。

２０１７年に施行された教育機会確保法では、不登校の児童生徒の休養の必要性を認め、学校以外での学習を自治体が支援すると明記されています。こうした不登校に対する考えも、現代の社会情勢等、様々な影響があったとしても、学校には行くものだとしても根強い考えも多くあります。

しかし、不登校として扱われ、悩まれている児童生徒がどんな選択をしても受け入れられる学校があれば、学びたいと思うのではないのでしょうか。

今後も、不登校の児童生徒数はさらに増える事も予想されている中で、不登校の子どもたちの学びを支え、進学や就職の希望がかなえられるよう、内外に多様な学びの場を整備することも一層求められていると思います。

本町の教育委員会でもフリースクール、これは教育相談のたんぼぼの部屋でございます、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや特別支援教育アドバイザーも配置をされ、関係機関等と連携し様々な取組をされておられますが、依然として不登校の児童生徒の増加が続いていることは、大きな教育課題であり社会問題でもあります。本町の不登校対策の現状と今後の教育委員会の取組についてお伺いをいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） おはようございます。教育部長です。

１５番益田議員、不登校児童生徒の学びの場を拡充へについて答弁いたします。

本町のコロナ禍前の令和元年度と令和３年度の不登校児童生徒の状況については、小学校が２０人から４１人に、中学校では２６人から３９人と増加しております。

不登校の要因として、登校の意志はあるが漠然とした不安であったり、昼夜逆転による生活リズムの乱れ、友人関係をめぐる問題、親の叱責、過干渉・放任など親子の関わり方による項目などが高い割合を示しております。

令和４年１０月２７日に文部科学省が公表した令和３年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると、新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもたちは学校や家庭における生活や環境が大きく変化し、子どもた

ちの行動などにも大きな影響を与えていること、不安や悩みを相談できない子どもたちがいる可能性があること、子どもたちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたりすることなどが言われております。

そのため、周囲の大人が子どもたちのＳＯＳを受け止め、組織的対応を行い、外部の関係機関などにつなげて対処していくことが重要であるとも言われております。

本町においても、学校が子どもにとって魅力ある場となるよう、個に応じた指導の充実や子どもや保護者が悩みや不安を気軽に相談できる教育相談体制の充実などに取り組んでいるところです。

本町の教育相談体制としては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各中学校区に配置するほか、青少年教育相談員が巡回訪問を行っております。特に、スクールカウンセラーや青少年教育相談員による教室巡回を行うことにより、人の気持ちを理解するのが苦手であるとか、予定の変更に弱い、あるいはじっとしてられない、読み書きなど特定の分野の学習だけが極端に困難など、特性を抱えた児童生徒の困り感の早期発見・対応、予防的な指導に取り組むことができ、不登校、問題行動などの未然防止につながっていると考えております。

また、スクールソーシャルワーカーは、登校ができていない児童生徒の家庭訪問を行い、本人や保護者の思いを聞きながら、児童生徒や保護者の抱える問題に応じて関係機関との連携・調整を組織的に支援しております。

このほか、それぞれの学校の状況に応じて、教育相談担当教員を配置した適応指導教室などを設け、学校内に児童生徒の居場所の確保をしています。

この中で、個々の思いに寄り添って、登校時間や学習活動、友人との交流の場を設定しながら、教室復帰を目指しております。

さらに、昨年度からは不登校児童生徒の希望に応じて、１人１台端末を活用したオンラインによる授業や、ドリルアプリで学習支援をするなど個別の教育的ニーズに対応した支援も行っております。

学校外の児童生徒の居場所として、くすのきプラザ内に適応指導教室「たんぽぽの部屋」を開設しております。ここには青少年教育相談員が１０時から１６時半の開設時間の中で、学校への登校が難しい児童生徒に対して、教育相談や学習、個に応じた活動への支援を実施しております。現在、この「たんぽぽの部屋」には小中学生２２名が登録しております。

また、今年度から広島県教育委員会が、広島県在住の不登校等の小中学生を対象に児童生徒の個々の状況に応じた学びを支援する居場所としてＳＣＨＯＯＬ“Ｓ”を東広島市に開設しました。このＳＣＨＯＯＬ“Ｓ”では、来室による利用とオンラインによる利用があり、併用も可能となっております。１１月末現在、ＳＣＨＯＯＬ“Ｓ”には県内１５４名の児童生徒が登録しており、町内の小中学生は６名が登録しております。

ここ数年、不登校の人数は増えておりますが、平成３０年度以降、当町の不登校児童生徒の割合は広島県平均よりも低く、府中町教育委員会としての取組の成果と考えており、今後も早期発見、要因や背景の細やかな把握、実態に応じた支援を継続してまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ２回目の質問ございますか。

１５番益田議員。

○１５番（益田芳子君） 御答弁いただきありがとうございます。文部科学省の不登校児童生徒の実態調査が、２０１９年に不登校だった小学生６年生から中学２年生のうち、調査対象期間中に学校に登校または他の教育支援センターに通所の実績がある児童生徒計２，０１６人とその保護者へ業者が直接送付する形で行われ、主な調査では１、不登校児童生徒の個々の状況、２、児童生徒の状況に応じた多様な支援の必要性、３、不登校の初期段階から早期支援の重要性について問われました。主な調査をここで少し紹介をさせていただきます。

最初に学校に行きづらく感じ始めたきっかけについて、先生のこと、身体の不調、生活リズムの乱れ、友達、勉強が分からない。学校を休んでいる間の気持ちについて、ほっとした、楽な気持ち、自由な時間が増えてうれしかった、一定の割合を占める一方、勉強の遅れに対する不安、進路進学に対する不安、同級生がどう思っているか不安だった、学校を多く休んだことへの感想について、もっと登校すればよかった、仕方がなかった、登校しなかったことは自分にとってよかった、保護者の関わりでは、日常会話や外出を増やし、ふだんの接触を増やした。子どもの進路や将来の不安が大きかった、子どもにどのように対応していいのか分からなかった。学校に戻りやすい対応について、個別に勉強を教えてもらえること、保護者の回答では、公的な支援機関について、教育支援センターや適応指導教室も利用できる環境だけど利用していな

い。以上、主な調査報告から、学校へ行きづらいつ感じ始めたきっかけの間に、小学生の回答で最も多かったのが、先生のこと、29.7%、中学校では身体の不調32.6%が最も多い回答でした。一方、学校が児童生徒の不登校の要因を回答した調査も文科省が公表しています。不登校の要因として、教職員との関係をめぐる問題を選んだのは小学校で4.4%、中学校で2.3%にとどまっています。不登校児童生徒の実態調査によって全国の不登校数の実態、そして不登校のきっかけなど、学校側と本人の間に認識の差があることも判明をしております。文科省は両調査結果について、単純に比較できるものではないとした上で、学校現場では不登校となった本人の実態を知ることがよいとの見解を示しています。本町の不登校児童生徒については、答弁にもありましたように、早期発見による対応で本人御家族の気持ちに寄り添った様々な取組により未然防止につながっているとありましたが、しかしながら小学校、中学校でも増加している現状があります。

昨年不登校児童生徒の御家族から私のほうへ御不安の声とお願いが届きました一部を紹介をさせていただきます。

日本の画一的な教育には限界があり、そこから離れてしまう子どもがこれからの時代ますます多くなり、どんどん取りこぼされていく子どもたちが増えると思います。日本では、枠から外れてしまうことが悪のように思われがちですが、非凡なそのような子どもたちの中にこそ将来の日本のために大変役に立つ優秀な人材が多数いると私は思います。小学生の子どもは勉強、運動ともに先生から何も言うことはありませんと言われた中で、子どもは努力して頑張っている反面、気持ちの上で遊びもなく、何でも一生懸命取り組んできましたが、なぜか不登校になりました。そして、学校に行けなくなったことで、周囲から落ちこぼれだと思われたりすることに戸惑いを感じております。今、子どもに合う学び方を探していますが、私たち家族には限界があります。不登校に関係なく、個性に合った生き方、手厚い学習支援が受けられるようにお願いします。こうした切実な声もありました。

全国では今、こうした不登校児童生徒の学びを増やすため、様々な取組が進められているところでございます。私も2019年5月に総務文教委員会で東京都八王子市にあります2004年に開校しました構造改革特別区域法を活用して始めました不登校特例校の八王子市立高尾山学園に視察に伺いました。ここでは、不登校の児童生徒を対象に子どもたちの状況に合わせた授業カリキュラムを組むことができる特例校

でしたが、一方で、特徴的なのは授業中でも教室に束縛することなく、スクールカウンセラーがいる相談室へ自由に行ける独自のルールや遊ぶ道具も置かれているプレイルームで過ごせる居場所づくりなど様々な取組をしている学校でもありました。そして、不登校生徒は学園に入り1年もすれば元気を取り戻し、児童生徒の登校率は全体で約7割、卒業生の進学は民間のサポート校や専修学校も含めて95%にも上っています。2005年の学校教育法施行規則により、特区指定がなくても特例校の申請なしで設置が可能となりましたが、今年の4月時点では10都道府県21校にとどまっています。御答弁にもありましたように、広島県教育委員会においても不登校児童生徒のためのSCHOOL“S”が開設しておられ、本町からも6名が在籍しております。その取組の内容について伺いをいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

学校教育課長。

○学校教育課長（立花淑子君） 学校教育課長です。

SCHOOL“S”では、どんなことをされていますかについて答弁いたします。

広島県教育委員会が開設したSCHOOL“S”は、広島県に住んでいる不登校などの小中学生を支援する施設です。個々の児童生徒の社会的自立に向けた成長を支援することを目標に相談できる力や自分の強みを知り、生かす力を育成することを目指しています。運営は広島県教育委員会の指導主事などが行い、まずは登録した児童生徒や保護者と面談を行い、児童生徒の在籍校とも連携しながら個別のサポート計画を作成します。この計画を基に指導主事が児童生徒と話し合いながら一人一人の時間割や目標を設定し、活動後には振り返りと次の目標づくりを行います。

SCHOOL“S”には学習室のほか、ソファや図書コーナーを備えた部屋があります。どちらの部屋も雰囲気明るくし、児童生徒が行ってみたいと思える工夫をしています。

開設時間は9時15分から14時で、基本的な時間割は午前2こま、午後1こまですが、個々の児童生徒に応じた時間割を作成するので、来室・退室する時間も様々となっています。なお、昼食については各自でお弁当を持参することとなっています。

ここでは人との関わり方を体験的に学ぶソーシャルスキルトレーニングのほか、各教科などの自主学習、農業体験やスポーツなど、興味関心に応じた活動が行われています。また、オンラインによる活動としては、各教科等の自主学習、イラストを描い

たり、工作をするなどの活動が行われています。

利用している児童生徒の活動状況については指導主事が保護者に伝えるほか、市町の教育委員会や児童生徒が在籍する学校とも月1回連携をしています。

答弁は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問はございますか。

益田議員。

○15番（益田芳子君） ありがとうございます。SCHOOL“S”については、取組内容によって今後さらに在籍する人数が増える可能性もございます。環境、心の変化、学習面についても該当する児童生徒へのサポートをよろしくお願いいたします。

先ほど御家族の方からの要望もありましたように、子どもに合う学びと何らかの才能があれば、その機会を増やしてほしい、特異な才能を持つ子どもたちを海外ではギフテッドと呼ばれ、並外れた才能ゆえに高い実績を上げることが可能で、潜在的な素質のある子どもはリーダーシップを伸ばし、音楽、芸術、芸能、スポーツなど特定の分野で高い能力を持つ場合があります。全体の3%から10%程度いるとされています。日本の学校現場では、支援ではいまだあまり聞かれませんが、ギフテッドだからこういう支援もすべきということではなく、不登校の場合、学校の授業が嫌いで行きたくないのか、また授業についていけないのか、授業が分かり切っていることなどから見極めや支援のほうが大変大事だというふうに思います。

こうした少しギフテッドに近い取組をされています町を御紹介をいたします。奈良県上牧町、人口2万1,230人の町には、小学校3校、中学校2校がある中で、本年既存の建物を改修し、NPO法人が運営等する不登校児童生徒のための安心な居場所を開設されておられます。サポートするスタッフは教員免許や認定心理士などの資格を保有する方、利用料は町が負担をしています。このスクールでは登下校の時間や授業の時間割もなく、スタッフと共に何をしたいのかなど考える仕組みとして、個別学習や料理、農業などの体験も行われています。このほか、オンラインによる環境とタブレットも整備され、学校とつなぐことも可能になっているようで、それぞれの学校でできるサポート支援や地域に合った取組で1人でも不登校児童生徒が自信を取り戻せるようにと努力をされておられます。

本町でもこれまでに紹介をいたしました八王子の高尾山学園や奈良県上牧町よりも適切な支援事業も多くありますが、再度検証していただき、ギフテッドを支援するよ

うな新たな居場所づくりとそのための人材確保が必要だと私は思います。どうか不登校児童生徒のつらい思いやそして御家族の将来への不安を一日でも早く安心につなげていただきたい。誰一人取り残さない、置き去りにしない、優しい町として未来に希望と誇りを持てる町となるように、不登校児童生徒の居場所づくりと人材確保について教育長の所見を伺いまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育長。

○教育長（新田憲章君） おはようございます。教育長です。

町内不登校児童生徒の居場所づくりとそのための人材確保について答弁いたします。

不登校児童生徒数は本町においても増加傾向にあります。先ほど教育部長が答弁しましたように、不登校の要因は多岐にわたるため、細やかな把握と実態に即した対応が必要と認識しております。不登校等児童生徒への支援につきましては、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らも進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指せるよう、個々の状況に応じて多様な学びの選択肢を提供することが重要であると考えております。

町内に新たな居場所づくりをと御提案いただきました。町教委といたしましては、これまで各学校内に教育相談担当教員を配置した適応指導教室を設けているほか、くすのきプラザ内に適応指導教室たんぼぼの部屋を設置し、不登校児童生徒に対応してまいりました。また、学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携しながら、組織的、継続的に取り組むことができるよう、町教委として教職員の教育相談や生徒指導に係る資質向上を図り、教育相談体制のさらなる充実とともに、人材確保にも努めてまいります。

今後とも全ての児童生徒が夢や志を持って挑戦することができるよう、個別の教育的ニーズに応じた支援について取り組んでまいります。

答弁は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第1項、不登校児童生徒の学びの場を拡充へ、15番益田議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第2項、安定的な電力確保、12番力山議員の質問を行います。

12番力山議員。

○ 1 2 番（力山 彰君） 皆さんおはようございます。

安定的な電力確保をという題目で質問いたします。

行政機能を維持していく上で電気は重要なインフラの 1 つです。その供給は、電力自由化により当町においても、平成 2 8 年から電力供給の条件付一般競争入札を行い、落札業者との契約により電力供給を受けています。

直近では、令和 3 年 2 月に入札が実施され、落札事業者と令和 3 年 4 月から令和 6 年 3 月までの 3 年間の電力供給契約を締結していました。

しかし、昨今のエネルギー価格の高騰に加え、世界情勢の影響により、契約事業者が電力小売の事業を廃止し、契約期間中の本年 6 月末をもって当該事業者からの電力供給がストップしました。7 月以降は最終保障供給制度により電力供給を受けていますが、割高な電気料金となり、町の行財政運営にも大きな影響を受けています。

来年には新しい電力供給事業者を決定する必要がありますが、今もなおエネルギー価格の高騰が続いている状況です。

今回のことを教訓に、価格競争だけではなく、安定的な電力確保という視点も必要ではないでしょうか。

このことから、次のことをお聞きします。

- 1、電力入札による電気料金の削減効果。
- 2、今回の事業廃止による影響。
- 3、今後の安定的な電力確保に向けた入札条件、入札方式などの対策。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） おはようございます。総務企画部長です。

1 2 番力山議員の一般質問、安定的な電力確保をについて、答弁いたします。

電力事業は、長年にわたり、各地域の大手電力会社によって独占されていましたが、平成 2 8 年 4 月、電気の小売事業への参入が全面自由化され、全ての消費者が電気の売手を選択できるようになりました。

これを受け、役場庁舎や小・中学校など、本町の町有施設への電力供給について、平成 2 8 年度契約分から、一般競争入札により事業者を決定しているところです。

それでは、1 つ目の御質問、電力入札による電気料金の削減効果についてです。

各年度の電気料金は、その積算基礎となる使用電力量に大きく差異があるため、平成28年度より以前の年度と、平成28年度以降の年度の決算額を単純に比較するだけでは削減額とはならず、削減効果を実績でお示しすることは困難です。そこで、過去3回行った入札における最低額、すなわち落札額と最高額との差について、お示いたします。実際の削減効果ではありませんが、入札に際し諸条件の仕様は統一しているため、削減に係る一定の目安になるものと思います。

平成28年度からの2か年契約においては、年間約1,060万円、平成30年度からの3か年契約においては、年間約930万円、令和3年度からの3か年契約においては、年間約980万円の差が生じています。

次に、2つ目の御質問、今回の事業廃止による影響についてです。

令和3年度から3か年の契約を行っていた事業者が、令和4年6月末をもって電気小売事業を廃止したことを受け、7月以降は、電気事業法による最終保障供給制度を利用していることについては、議員おっしゃるとおりです。

影響としてまず、電力供給面ですが、現在のところ本町において安定的な電力確保ができていない状況は発生しておらず、行政運営上の支障はございません。

一方、費用面ですが、基本料金や電力量料金単価、さらに毎月変動する燃料費調整額が上昇したこと、また、9月から新たに市場価格調整額が設定されたことから、現時点において、当初予算額約8,400万円に対し、9月と12月の補正分を合わせた約9,500万円を追加負担として見込んでおり、多大な影響が生じております。

ただし、この追加負担は、社会情勢を背景としており、契約事業者が事業廃止に至らなかったとしても、負担増は免れなかったものと推測されます。

なお、契約不履行に係る違約金約1,900万円については、既に納入されているところ です。

次に、3つ目の御質問、今後の安定的な電力確保に向けた入札条件、入札方法などの対策についてです。

安定的な電力確保というものをどのように考えるかについては多面的な捉え方があるように感じております。しかし、もちろん電力市場が鎮静化した後ではありますけれども、本町の入札においては、電力自由化の目的、また、電気料金の原資の多くが税金であることを考慮すると、最終保障供給制度に移行した場合、電気料金が割高になるリスクは抱えつつも、やはり第一義的には、価格競争に重きを置くべきであろう

と考えています。

ただし昨今、ほかの自治体の契約では、安定的な電力確保という視点とは異なりませんが、電気料金削減の提案を求めたり、二酸化炭素削減の取組を求めるなど、事業者の知見やノウハウを生かすようなプロポーザル方式を導入している事例も見受けられます。

本町でも、そのような事例を参考にしながら、その時点でどのような選択肢があるのかを見極めた上、適時適切な契約手法を採用したいというふうに考えます。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2 回目の質問はございますか。

1 2 番力山議員。

○1 2 番（力山 彰君） 1 2 番力山です。答弁ありがとうございました。

電気料金単価、電力使用量ともに変動するため、削減効果を示すことは難しいとは思いますが、入札金額の最低金額と最高金額の差が削減効果とは言い難いのではないのでしょうか。そう考えれば、削減効果は答弁にあった金額よりも少ないのではないかと思います。

また、今回の影響について、追加の費用負担は社会情勢を背景としており、契約事業者が事業廃止に至らなかったとしても負担は免れなかったと推測されるという答弁は若干認識の相違があるとは思いますが。そうした中でその他に考えられる影響についてお聞きします。

1 つ目の質問です。地震などの大規模災害により電力が遮断したときの復旧は契約事業者による差はあるのでしょうか。

2 つ目の質問です。答弁にもありましたように、電気料金の高騰で行財政運営に多大な影響を受けているのは事実です。電気料金は料金単価と使用電力で決まります。料金単価は契約や社会情勢、市場価格により決まりますが、使用電力量の削減は自分たちでも努力できるのではないのでしょうか。

こうした中、町では地球温暖化対策としてエネルギー使用量の削減に取り組んでおられます。今回のような事態を受け、町民生活部においても地球温暖化対策の側面から節電に対する取組の強化や総務企画部や財務部との連携をした取組を行っておられると思いますが、現在どのような取組を行っているのでしょうか。また、今後どのように取組を進めていくかについてお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

総務課長。

○総務課長（宮協理恵君） 総務課長です。12番力山議員の2回目の御質問について答弁いたします。

初めに、1つ目の御質問、地震などの防災時における契約事業者による差についてです。

電力の供給システムは大きく発電部門、送配電部門、小売部門の3部門に分類されますが、自由化されていない送配電部門については主に一般送配電事業者が担うことになっています。一般送配電事業者とは、全国を10の供給区域に分割し、この供給区域ごとに国の許可を受けている事業者で、1供給区域に1事業者が定められており、大手電力会社とその関連会社となっています。そのため、自由化された小売部門において新電力事業者と電力供給契約を締結していた場合でも災害時の電力復旧は一旦送配電事業者が行うこととなりますので、契約事業者による差は特段生じません。

なお、災害時における電力確保の取組として、本町では役場庁舎に非常用自家発電設備を整備しているほか、町有施設への電力供給設備の優先復旧などを盛り込んだ災害協定を一般送配電事業者である中国電力ネットワーク株式会社と締結しているところです。

次に、2つ目の御質問、町における節電の取組についてです。

町では昼休み時間の消灯、パソコンやプリンタ、コピー機の省エネモードの活用、5月から10月に実施するノーネクタイ運動、空調設備の設定温度の調整、定時退庁の推進など、節電の取組を従前から行っています。また、このたびの最終保障供給への移行に伴い、電気料金の大幅な増加が見込まれる状況を受け、職員に対して令和4年6月に改めて節電の徹底について周知を行い、周知を図ったところです。

今後は従前からの取組をより一層徹底するとともに、さらにこの冬は国が推奨するウォームビズの普及を強化しようと考えております。

電気料金の大幅な増加は、現在どの自治体でも生じている課題です。節電に向け、様々な取組を実行されることと思いますので、効果的な取組があれば取り入れ、実践してまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問はございますか。

12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 答弁ありがとうございました。

まず最初の質問の地震などの大規模災害時における契約事業者による復旧の差については、電力自由化により発電、配送電、小売の3部門に分離され、送配電部門については国の許可を受けた一般送配電事業者が担っており、したがって送配電のインフラ復旧は電力供給事業者による差はない、また非常時における復旧については送配電事業者と災害協定を締結し、役場庁舎への電力供給は優先的に復旧していただくことになっているとの答弁でございましたので、安心いたしました。

次に、2つ目の町における節電の取組についてはの質問は、想定以上に電気料金が高騰している状況において、節電の取組強化や地球温暖化対策の側面から財務部や町民生活部と連携したより一層の節電の取組というところをお聞きしたつもりですが、従前の取組を通知により周知し、であったり、より一層の徹底という答弁で少し残念です。

今回の電力小売事業者の事業廃止については、昨今の社会情勢によるエネルギー価格の高騰によるところが大きいとは思いますが、先ほども言いましたように最初の答弁の電力小売事業者の事業廃止があっても電力は安定的に確保できており、行政運営上の支障はないというのはいささか認識の差があるのではないかと思います。そもそも契約単価と最終保障の単価には差があり、その影響はあるはずですが。また、事業廃止に伴う事務手続など少なからず影響があったと思います。1回目、最初の答弁で適時適切な契約手法を採用したいと言われましたように、次の業者選定においてはリスクを承知した上での第一義的な価格競争という前例踏襲ではなく、供給リスク低減による安定供給という視点も踏まえ、事業者の知見やノウハウを生かすようなプロポーザル方式の導入など、多面的な審査により安定供給できる事業者を選定する必要があると思います。それをお願いしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第2項、安定的な電力確保、12番力山議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第3項、民間企業との災害協定について、4番狩野議員の質問を行います。

4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 皆さん、おはようございます。4番狩野でございます。

今年も残すところ約3週間となりました。この1年を振り返ってみますと、今年もまた各地で自然災害により大きな被害が発生しております。3月には福島県沖を震源とする地震被害、7月8月には東北地方や北陸地方で豪雨被害が発生しています。自然災害はいつどこで起こるか分かりません。災害に対する備えが必要であり、その1つが民間企業との災害協定であると考えております。今回はその民間企業との災害協定について質問をさせていただきます。

毎年のように各地で発生する豪雨災害や地震などの災害を教訓に災害発生時に住民の命、生活を守ることから防災体制を整え、各種災害に備えなければいけません。災害時に言われる自助・共助・公助において最も頼りになる公助の部分が大規模な地震や風水害などにより人員不足や施設設備の故障や破損が発生し、自治体の災害対応に支障を来すことが想定されます。それを補う取組として各自治体において民間企業などとの間で様々な災害協定が締結されています。府中町ホームページに書かれている災害協定の目的を見ますと、町内に大規模災害などが発生及び発生のおそれがある場合には、町と民間企業などが相互に協力して物資の供給、災害情報の提供などの応急対策を迅速かつ的確に実施し、平常時からの協力関係により防災意識の高揚と地域防災力の強化を図ることと記されています。

府中町における現在の協定件数は51件となっております。協定内容を見ますと、医療救援活動や福祉避難所の設置運営に関する協定、飲料水や食料、生活物資の供給に関する協定、情報発信などに関する協定とほかにも多くの協定が結ばれています。

このように様々な分野で多くの民間企業の皆様に災害協定を結んでいただいております、大変心強く、感謝申し上げます。

多くの企業と災害協定が結ばれている状況ではありますが、一方で現在の協定状況が十分であるかを確認することも必要と考えます。参考として、近隣の自治体を見ますと、人口の違いや想定する被害状況の違いもあり、横並びでの比較はできませんが、府中町が協定を結んでいない分野や府中町にも出店している量販店と協定を結ばれているという例もございます。最初に述べました災害時の共助の部分を補う取組として問題ないのかということです。

以上のことを踏まえ、3件の質問をいたします。

1番目は、様々な災害を想定し、どのような支援が必要であるかを検討されて、災害協定を締結されていると思いますが、府中町として支援が必要と考えているものに

対し、現時点で災害協定の内容及び協定件数は足りている状態なのでしょうか。現在の締結状況について伺います。

2 番目は、民間企業に対する協定締結へ向けての働きかけはどのようにされているのでしょうか。民間企業からの申出を待つのみなのか、それとも府中町から企業に対して協力を依頼されているのでしょうか。締結までの状況を伺います。

3 番目は、災害の規模によっては協定先が被災し、災害協定を締結していたのにもかかわらず、協定内容が履行できなくなる可能性もあります。支援が実施されないという最悪の事態を防ぐため、複数の企業と協定締結を行うなどのリスク回避が必要であると考えております。リスク回避の対応について伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

危機管理監。

○危機管理監（屋敷 学君） おはようございます。危機管理監です。4 番狩野議員からの一般質問、民間企業との災害協定についてに答弁させていただきます。

1 点目の御質問、現時点で災害協定の支援内容及び協定件数は足りている状態かについてですが、議員御質問にもありましたとおり、町では、大規模災害発生時において、町単独で応急活動などを遂行できない事態を想定して、民間企業など 51 団体と応援協定を締結しています。民間企業との応援協定の内容は、民間企業の事業分野に応じ、医療救護活動、応急復旧対策、物資の提供、避難者のための施設提供、災害広報など、多岐にわたっています。

災害協定の締結数につきましては、これで十分、これで完璧ということはないと考えています。しかし、今は締結数を増やすよりも、現在協定を締結しています民間企業との連携を密（強固）にすることが何より重要だというふうに考えております。担当者の連絡先を相互に確認し、いつ、どこでも連絡が取れるようコミュニケーションを図る、また、災害時にどのような方法で何を支援していただけるかシミュレーションをしておくなど、平時から交流に努め、協定の実効性を高めているところです。

次に 2 点目の御質問、民間企業に対する協定締結へ向けての働きかけについてお答えさせていただきます。

現在は、民間企業からの申出により災害協定を締結させていただく機会が多くなっています。今後は、避難者のニーズを適切に捉え、例えば、仮設トイレあるいは宿泊

施設、また、若い力の活用など、様々な事業分野の企業や大学、高校に町からアプローチを行い、災害協定の締結を充実させていきたいと考えています。

次に３点目の御質問、リスク回避の対応についてお答えさせていただきます。

協定先について、飲料水や食料、生活物資、また、応急措置などでは、複数の企業と協定を締結しています。

しかしながら、大規模災害が発生し、被害が広範囲に及び、町のみでは応急対策ができない、さらには協定先が被災し協定内容が履行できないことも十分に想定されます。この場合、まずは、県や他市町などに応援を要請することになります。広島県では、応援協定の締結により、相互に連携が取れるようになっております。これからは、大規模災害に同時に被災しない県外の自治体同士での協定についても検討する必要があるのではというふうに考えております。

災害の規模が大きくなりますと、町による対応だけでは限界があり、民間企業などとの連携の強化は、被災者の生活再建と被災地の復旧にもつながってまいります。

もちろん、災害協定というのは非常に大切ですが、そのほかにも、商工会・自主防災会などの地域に根差し、組織力のある団体や災害ボランティア、防災士などの活動も応急対策には大きな力となります。

今後も、町民の生命と財産を守り、安全安心なまちを実現するため、協定団体などと連携を図り、一層の防災体制の強化に取り組んでまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ２回目の質問はございますか。

４番狩野議員。

○４番（狩野雄二君） 答弁ありがとうございました。

先ほどの答弁の中にもありましたが、協定を締結している民間企業との連携を密にすることが重要との考えでした。

長期にわたり災害が発生しないことが望ましいですが、災害というものはいつ発生するかは分かりません。町側も民間企業においても担当者が長い期間同じ業務に携わるということは少ないと思います。幾ら連携を密にしている、長い期間のうちでは担当者が替わることも想定され、人が替わったことで災害時に協定内容がうまく履行されないという事態は避けなければいけません。担当者が替わっても災害発生時に滞りなく協定内容が履行されることが重要であり、町側と企業側が災害発生時の締結内

容履行に関するマニュアルを共有してスムーズな対応ができる体制を整えておくことが必要と思います。

そこで、災害発生時に町側から企業に対する支援要請や支援受入れのガイドラインやマニュアルの整備状況について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

危機管理課長。

○危機管理課長（松林 亮君） 危機管理課長です。災害時に支援を受けるためのガイドラインやマニュアルは持っているのかとの御質問でした。特に大規模災害時におきましては、国や広島県、民間企業などからの人的支援や物的支援を迅速かつ的確に受け入れるため、その体制や役割、手順等をあらかじめ定めておくことが大変重要であり、今年度府中町において災害時受援計画を定めたところです。

計画はつくってそれで終わりではありません。来年度はこの計画に基づきまして、広島県と府中町が合同で災害時の支援を円滑に受け入れるための訓練を行う予定としております。いざというときに実際にスムーズな支援が受けられるよう、しっかりと訓練に臨み、そして検証を行い、計画の見直しなどを行いながら今後災害時の円滑な支援につなげていきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3 回目の質問はございますか。

4 番狩野議員。

○4 番（狩野雄二君） 御答弁ありがとうございます。

災害時受援計画を定めたということなので1つは安心ですけど、これからいろいろ実際に訓練をされるということでしっかりPDCAを回してですね、より精度を高めていただきたいと思います。

最後に要望をちょっと述べさせていただきます。

最初の質問でも話をしましたが、災害時には自助・共助・公助ということが言われています。自助については一人一人の日頃からの防災意識の向上、共助については地域コミュニティや町内会での連携を強め、防災力を高めていくことが重要です。公助の部分については行政側の役割として先ほどの答弁にあり、繰り返しにはなりますが、町民の命と財産を守り、安全安心な町を実現するため、協定団体などにより連携を図り、防災体制の強化に取り組んでいただくことを強く要望いたしまして、私の質問を

○議長（梶川三樹夫君）　以上で、第３項、民間企業との災害協定について、４番狩野議員の質問を終わります。

○議長（梶川三樹夫君）　ここで休憩いたします。

(休憩 午前 1 0 時 3 3 分)

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

○議長（梶川三樹夫君）　続いて、総務文教関係、第５項、公共施設の駐車場の有料化について、１８番木田議員の質問を行います。

○18番（木田圭司君） 皆さん、おはようございます。

令和３年３月定例会で、公園の利用促進と安全管理について一般質問を行いました。その中で、コロナ禍の中、新しい生活様式として身近な公園の利用が増えており、駐車場を増やすお考えの有無、老朽化した施設の更新計画の２点についてお伺いいたしました。

チェリーゴード空城パークの駐車場は、一般的な地区公園としては必要な駐車台数が確保されているため、現時点で拡張工事を行う予定はないことと、令和３年度に長寿命化計画を策定し、令和４年度に再整備計画を立てて計画的に対策を行い、今後も利用者ニーズを踏まえた施設整備を行い、安全管理に努めるという御答弁をいただきました。このときも触れたんですけど、出入りですよ、道も狭いんですけど、もともとあった駐車場側から入って増設したほうから出るということは車がクロスするようになるんで、危ないんじゃないかということと、外周を歩いたり走ったりされる方が駐車場を横切る場面が多々あるような造りというか、構造上そういうふうになっておる部分もあって非常に危ないということでそういう質問をさせていただいております。

– 20 –

然として隣接する日焼山広場を臨時駐車場としており、駐車場不足が根本的に改善されているのか疑問が残るところです。しかし、駐車場の増設が費用面で難しいのであれば、以前の一般質問のときにも提案いたしましたが、駐車場の有料化や管理を民間に委託する方法を検討することで、財源確保にもつながると思います。

そこで、伺いたいします。

公共施設に併設されている駐車場を有料化することは、利用者を明確にし、数に限りのある駐車場を効率的に稼働させる効果もあると思います。駐車場の利用を有料とすることにはいろいろと御意見もあろうかと思いますが、駐車場を整備するに当たっては当然費用もかかっています。費用の負担なしに施設が利用できるということは受益者負担の考えとは真逆のものとなります。もちろんこれ、維持費も当然かかっていると思います。

現在検討されている使用料等の見直しと併せて、役場庁舎、公民館、揚倉山健康運動公園など、駐車場を併設する公共施設の駐車場について、有料化のお考えはありますか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） おはようございます。財務部長です。

18番木田議員からの一般質問、公共施設の駐車場の有料化についてに答弁いたします。

府中町の公共施設は、昭和40年代以降、急激な都市化に伴って整備されたものが多く、施設の老朽化に伴い、維持管理費や更新に多額の費用が必要となることが予想されます。

このことから新たな財源確保策の1つとして、また公共施設の適正な利用を促進するため、町有施設の駐車場の有料化についても、従前から検討していた経緯がございます。

特に、令和2年度のコロナ禍において、屋内の公共施設や大型商業施設等が軒並み休館となるといった特異な状況の下、チェリーゴード空城パークで週末に駐車待ちの渋滞が発生し、安全を確保するため、交通誘導員を配置して対応するといった状況もありました。

このような中で、駐車場の有料化について、町としても検討の必要性については、十分認識をしております。他方、駐車場の有料化については、利用者の負担増となるため、利用者に納得していただけるための丁寧な説明が必要であると考えております。

今年度、町では公共施設の使用料等の見直しに着手しており、施設別の行政コストを見える化した上で、適正な受益者負担について検討を行っているところです。

駐車場の有料化は、町にとって重要な課題ではありますが、現状、一時期に見られたような過度の駐車場の混雑や不適正利用は確認されておりません。現在、無料である駐車場の有料化については、その目的や負担の根拠を明確化し、管理運営経費の削減も考慮し、また近隣市町等の状況を調査し、様々な観点、角度から慎重に研究してまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問はございますか。

18番木田議員。

○18番（木田圭司君） 御答弁ありがとうございます。

定期利用者さん等もおられますんでね、減免のこととかいろいろ難しい問題があるというふうに私も認識しております。

部長の答弁では、適正な受益者負担について検討され、利用者に丁寧な説明をするための研究をされているとのことですが、それらの整理がついて、駐車場をもし有料化するとかそういうふうになった場合、いろいろな運営の方法があると思いますが、具体的な例があればお示しいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 管財課長。

○管財課長（正木 伸君） 管財課長です。18番木田議員の2回目の御質問、駐車場を有料化する場合の運営方法に答弁いたします。

駐車場の運営は自治体による運営の直営方式、民間事業者による運営の一括借上方式の大きく分けて2つの方式がございます。1つ目の自治体による運営の直営方式は、機器の設置、駐車場の管理全てを自治体が行う手法、機器の設置を自治体、駐車場の管理は民間委託で行う手法、機器の設置、駐車場の管理まで全てを民間に委託する手法がございます。2つ目の民間事業者による運営の一括方式は、民間事業者に公有財産を貸し付け、民間事業者が自治体に土地の貸付料を支払い、機器の設置から駐車場の管理を行う手法、指定管理者制度により同じく機器の設置から管理まで行う手法が

ございます。

それぞれの手法、方式、手法の選択は有料化する駐車場の立地や環境、利用実態等の条件整理、調査を行い、採算性を検討し、決定するもので、このことも研究課題の1つとして考えております。

答弁は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問はございますか。

18番木田議員。

○18番（木田圭司君） 御答弁ありがとうございました。

これからも施設利用者が適正に施設利用できるように駐車場の有料化のみならず、管理運営、経費の削減等様々な観点、いろいろな角度から検討していただきますよう要望して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第5項、公共施設の駐車場の有料化について、18番木田議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第6項、教職員の働き方改革について、2番宮本議員の質問を行います。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） おはようございます。2番宮本でございます。

教員の働き方改革について質問をいたします。

現在学校教育の現場では、長時間労働に伴う精神疾患等による教員の休職者が増えるなど、多忙な教員の働き方、いわゆる過重労働とそれが要因と考えられる教員不足が深刻な社会問題になっております。私の知り合いの大学生の間でも教員はブラックという認識で就きたくない職業の1番になっておりますけども、教員不足のため、授業の準備不足になり、授業の質の低下や生徒に目が行き届かないために起こるいじめ問題も引き起こしております。

府中町は平成29年度から文部科学省の学校現場における業務改善加速のための実践研究事業を3年間受託して以降、現在も業務改善に取り組んでいる最中だと思います。

また、安定的な学校教育を実践していくためには、正規教員を計画的に採用していくことが極めて重要と考えます。

以上を踏まえて次のことを質問いたします。

1、当町小学校5校、中学校2校の教員不足はないか過去3年間の状況。

2、過去3年間の正規教員と非正規教員の割合。

3、近年教員の不祥事が多い中、正規教員の採用をどのように行っているのか。

4、文部科学省の示す教員の時間外勤務月45時間以内、年間360時間以内等の基準がありますが、現状と課題、及び教員による教育の質の向上の取組方法と課題。

以上について質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。2番宮本議員、教職員の働き方改革について答弁いたします。

まず、1つ目の質問、当町の小中学校の過去3年間の教員不足の状況について、答弁します。

各校の教員の確保については、本町でも厳しい現状がありますが、年度初めに必要な教員が不足している状況は、過去3年ありませんでした。令和2年度と令和4年度では、自己都合で各1名の臨時的任用の教員が任期途中で辞職し、後任の教員が2か月決まらなかったことはございました。

また、年度途中で病気休暇を取得した教員の代員確保等には毎年対応に苦慮している状況にあります。

次に、2つ目の質問、過去3年間の正規教員と非正規教員の割合についてですが、過去3年間の正規教員と非正規教員の割合は、各年度により若干変動はございますが、例年12から13%程度の非正規教員が勤務しております。

次に、3つ目の質問、正規教員の採用をどのように行っているのかについてですが、県費教職員の任命権者は広島県教育委員会であり、採用事務も行います。広島県教育委員会では教員採用試験の実施要項に求められる教職員像を明記し、多くの受験生を募るため、英語の語学力を有する者や民間企業での勤務経験がある者など多様な人材を幅広く採用するとともに、個人・集団面接や模擬授業などを通して受験者の資質・能力を見極め、優秀な人材を確保できるよう取り組んでいると聞いております。

次に、4つ目の質問、文部科学省の示す教員の時間外勤務の現状と教員による質の向上の取組方法、課題についてですが、平成30年度には常時70%程度の教職員が45時間を超えて時間外勤務を行っていましたが、令和3年度には8月を除く月平均で50%を切る程度に改善されております。

しかしこれまで４５時間を超える時間外勤務を行う教職員がゼロ名になった月、学校はなく、今年度の４月から８月はコロナ禍で中止されていた行事等が再開された影響もございまして、時間外勤務は昨年度より増加傾向にございます。引き続き、働き方改革に取り組んでいきたいと思っております。

また、これまで各学校で熟議を実施し、各教育活動の目的、趣旨を焦点化し、必要な時間を効果的に活用できるよう工夫しながら時間削減と教育の質の向上、両方に取り組んでまいりました。

例えば、運動会を団結力を伸ばし表現する行事と捉え、それまで練習も含めて多くの時間をかけてきた入場行進を簡略化することで生み出した時間を活用して複数学年合同の綱引きを取り入れ、学年を超えて声をかけ合いながら練習をする場を設けるなど、限られた時間で教育効果を高める取組を進めました。

しかし、時間外勤務の改善状況にも停滞感が感じられております。時間外勤務を４５時間以内に収めるには勤務時間終了後２時間以内、１８時前には退校が必要で、非常に高い基準でございます。

今後も、引き続き効果的で効率的な業務の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君）　２回目の質問はございますか。

２番宮本議員。

○２番（宮本　彰君）　答弁ありがとうございました。

県費負担教員の給与と人事権は広島県にあります。義務教育水準の維持向上を図るため、教員の優れた人材を確保することは重要でございます。また、採用後においても町教育委員会として継続して研修を行い、教員の人材の育成を行っていただきたいと思っております。また、非正規教員の割合が例年１２％から１３％ということですが、全国的には８％ぐらいが平均のようであり、町として県へ改善の働きかけをお願いいたします。

さて、各学校ではコミュニティ・スクールサポーター活動が行われ、そのことは教員の業務改善のさらなる推進になると思っておりますが、そのことについて２回目の質問をいたします。

１、教育委員会としてコミュニティ・スクールサポーターの運営体制の充実に向け

たバックアップはどのように考えていらっしゃるか。

2、コミュニティ・スクールサポーターは学校で協働活動をしておりますけども、その貴重なサポーターを各学校間で共有できるように各学校長間で情報交換及び検討できる場を教育委員会として設ける考えはあるか。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（梶川三樹夫君） 社会教育課長、答弁。

○社会教育課長（箱田進一君） 社会教育課長です。2番宮本議員の2回目の御質問に答弁いたします。

まず、1つ目の御質問、教育委員会としてコミュニティ・スクールサポーターの運営体制を充実に向けたバックアップはどのように考えているかについてでございますが、町内小中学校7校において、地域と学校の連携、協働の下、子どもたちが地域全体に見守られ、安心して健やかに育まれる環境づくりを推進する活動を保護者、PTA、地域住民等で構成されていますコミュニティ・スクールサポーターと、コミュニティ・スクールが連携して行っておりましております。

教育委員会としての支援としては、コミュニティ・スクールサポーターの活動に必要な事業費の一部を補助させていただいております。また、今年度はコミュニティ・スクールサポーターを対象にコミュニティ・スクールサポーターの役割の重要性について理解を深めるために研修会を行い、学校と地域等との連携がさらに深まるよう支援してまいります。

次に、2つ目の御質問、コミュニティ・スクールサポーターは学校で協働活動をしていますが、その貴重なサポーターを各学校間で共有できるよう、各学校長間で情報交換及び検討できる場を教育委員会として設ける考えはあるかについてでございますが、今年度教育委員会では府中中央小学校、府中南小学校と府中緑ヶ丘中学校のコミュニティ・スクールサポーターが連携し、中学校区単位で新規に協働して事業ができないか検討してほしい旨を関係校長へ依頼いたしました。そのことを受け、府中中央小学校の児童が持参した夏休みの宿題を府中緑ヶ丘中学校の生徒と大人のボランティアが学習支援する活動が実現しました。

今後も学校と地域が連携、協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくため、学校間での共有できる体制が整うよう教育委員会としても引き続き支援していきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3 回目の質問はございますか。

2 番宮本議員。

○2 番（宮本 彰君） 答弁ありがとうございました。

今後の教員の業務改善を進めていく上で、コミュニティ・スクールサポーターの協力は絶対不可欠と考えております。各校の P T A の事情や保護者の事情はいろいろあると思いますけども、子どもたちのために何かしたいと思う気持ちは共通であると信じております。ただ、単純にどうしたらいいのか、何をどうすればいいのか分からないから何もできないでいるというのが実情ではないかと思います。

そのためにも、各校のコミュニティ・スクールサポーターによる活動例や成功例を小中 7 校間で展開することにより、各校 P T A や保護者で少しでも自分たちでできることを見つけ、学校と協議し、協働できるイベントを見つけることができると信じています。

そのためにもぜひ学校及びコミュニティ・スクールサポーター任せにするのではなくて、各学校間の情報展開ができる会議を設けてもらって、教育委員会としてイニシアチブを取って推進をしていただきたいと要望いたします。

今回この一般質問において私の一番の失敗は教員の人事権が本町にはなかったことを知らなかったことです。教員の給与やかかる費用の負担等、県との調整はありますが、自分たちの町の教育現場の人事権を他人任せになっておるといのはいかなものかと思います。狭い町の中で教員として経験を積むよりは県という広いラウンドですね、経験を積むほうが教員としての見識は広がると思うことは間違いありませんが、ぜひ町として欲しい人材を選択できるシステムになるよう、県に働きかけていただきたいと思います。

以上、要望で終わりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第 6 項、教職員の働き方改革について、2 番宮本議員の質問を終わります。

以上で、総務文教関係の質問、全部を終わります。

続いて、厚生関係の質問を行います。

厚生関係第 1 項、妊婦、子育て家庭の孤立を防ぐ伴走型相談支援の充実を、15 番益田議員の質問を行います。

15番益田議員。

○15番（益田芳子君） 15番益田でございます。本日2回目の質問をさせていただきます。

私はこれまでも府中町の福祉について女性の視点から多くの質問をさせていただきました。特に妊娠、出産、子育てでは、女性だけの問題だけではなく、男性の皆様にも御理解、御協力をしていただけるものと思います。府中町が広島都市圏で一番安心して妊娠、出産、子育てができる環境の整った町にふさわしい御答弁を心から期待いたしまして、質問に入らせていただきます。

質問の前に、今回経済支援の方法について質問をしておりますけども、既に予算計上されておりますことを踏まえて質問をさせていただきます。

質問、妊婦、子育て家庭の孤立を防ぐ伴走型相談支援の充実を。

政府は、本年10月28日に決定した総合経済対策に、子育て支援に関して支援が手薄なゼロ歳から2歳児までに焦点を当て、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図ることを盛り込みました。

伴走型相談支援とは、妊娠期から出産・産後、育児期といった各段階に応じて、全ての妊婦や子育て家庭に寄り添った身近な相談体制のことをいい、各段階できめ細かく関わることで、困っている妊婦や子育て中の親に対してニーズに即した支援を切れ目なく届けることを目的としています。

また、こうした体制を充実させる背景には、核家族の進行に伴い、子育てを手伝う身近な人がいないなど、子育て負担が大きくなり、心身にストレスを抱えた状態が続けば虐待に発展するリスクも増えることから、深刻な事態に陥る前に適切な支援を行う必要があります。

このため、育児の不安を一人で抱え込み、孤立を深める子育てを防ぐ対策としても伴走型相談支援が重視されています。

また、この経済対策には、妊娠・出産時に各自治体が定めた方法（クーポンや現金支給など）計10万円相当の経済的支援を行うとともに、妊娠時から育児期までの伴走型支援を一体的なパッケージとして、継続的に実施することが決まりました。

さらに出産育児一時金も令和5年度当初予算において現状の42万円から大幅な増額を図るとされ、さらに来年4月にはこども家庭庁が創設され、子育て支援は今後ますます充実していくものと思われます。

今、コロナ禍の中で、婚姻件数や出生数が減少するなど、少子化対策は待ったなしの課題です。

本町でも、今後の人口減少・少子高齢化に適応した事業として、ネウボラふちゅうを拠点とした、妊娠・出産、育児の切れ目ない支援、配慮を必要とする子育て家庭には、相談体制とA Iを活用した予防的な支援、地域支援センターの育児相談や、コロナ禍ではオンラインを活用した健診の相談支援等、安心・安全に子どもを産み育てられる環境づくりを幅広く実施されていますが、総合経済対策には、全ての妊婦・子ども・子育て世帯に対する支援を充実させると明記されています。

そこで、以下3点について、町のお考えをお伺いいたします。

- 1、伴走型相談支援と経済的支援の一体的な実施について。
- 2、経済的支援の方法について。
- 3、伴走型相談支援体制の整備について。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。15番益田議員の一般質問、妊婦、子育て家庭の孤立を防ぐ伴走型相談支援の充実をについて答弁いたします。

御質問の1点目、伴走型相談支援と経済的支援の一体的な実施についてですが、国の新しい事業として創設されました出産・子育て応援交付金事業は、議員御指摘のとおり妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

伴走型相談支援については、面談時期のタイミングを妊娠届出時、妊娠8か月前後、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間の3回とし、面談対象者は、妊婦及び産婦ですが、夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨されています。

また、一体的に行う経済的支援については、妊娠期にお渡しする出産応援ギフトと産後にお渡しする子育て応援ギフトがあり、それぞれ5万円相当の経済的支援で、出産応援ギフトは、妊娠届出時の面談の実施後、子育て応援ギフトは、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間の面談の実施後に支給することとされております。

妊娠届出時の面談については、妊婦にアンケートを記入してもらい、国から示され

る子育てガイドを手渡しします。そのときに、妊娠期の過ごし方や利用できるサービスを一緒にチェックし、今後の伴走型相談支援の流れと出産・子育て応援ギフトを案内し、出産応援ギフトの申請書に記入してもらいます。

妊娠 8 か月前後の面談については、出産準備や産後のことを考え始めるタイミングであることから、出産後の見通しについても寄り添えるよう、妊娠 7 か月頃に、面談の案内とアンケートを郵送し、必要に応じて面談を実施します。

次に、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間の面談については、子育て家庭（養育者）にアンケートを記入してもらい、子育てガイドに沿って、産後ケアなど利用できるサービスの紹介等や子育て応援ギフトを案内し、子育て応援ギフトの申請書を記入してもらいます。

本町においては、平成 30 年度に、ネウボラふちゅうを開始以来、母子健康手帳の交付、妊娠 6 から 7 か月に産前コール及びマタニティ教室、産後 2 週及び 4 週に産後コール、2 から 3 か月児の乳児家庭全戸訪問・赤ちゃん訪問、4 か月児すこやか赤ちゃん広場、9 か月児のびのび赤ちゃん広場と妊娠期から切れ目ない支援をしており、希望者には、産後ケア事業のほか、産前産後サポート事業として保健師による寄り添い支援を実施しています。このたびの国の伴走型相談支援と経済的支援が加わることにより、支援がさらに充実することになります。

御質問の 2 点目、経済的支援の方法についてですが、1 点目で御説明いたしましたとおり、妊娠届出時の面談終了後と、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間の面談終了後に、それぞれ出産応援ギフトと子育て応援ギフトを支給することになります。

支給対象者は、令和 4 年 4 月以降に出産された方とし、出産応援ギフトは妊婦 1 人当たり 5 万円相当で、子育て応援ギフトは、新生児 1 人当たり 5 万円相当のため、双子の場合は、10 万円相当となります。現時点では、現金支給を考えています。

御質問の 3 点目、伴走型相談支援体制の整備についてですが、伴走型相談支援の面談の実施機関及び実施者については、子育て世代包括支援センター等の保健師・助産師等または身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点、利用者支援専門員、子育て支援員等とされています。

本町では、既にネウボラふちゅうにおいて、伴走型相談支援を実施しているところですが、新しい相談事業が加わることもあり、国の要綱等に沿って、体制の強化を図っていきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2 回目の質問はございますか。

1 5 番益田議員。

○1 5 番（益田芳子君） 御答弁、資料請求大変にありがとうございました。

資料にあります町内の出生数を見ますと、平成30年度からの4年間においても大きく減少することなく平均して500名に近い子どもさんが誕生され、大変うれしく思います。町は今後も人口減少の克服に向けて、そして人口5万人を維持する上でも子育て支援は大変充実していかなければならない課題だと思います。国において出産・子育て応援給付金が創設され、伴走型相談支援としてこれから継続性を持ってさらにニーズに合った取組をする必要があります。支援と経済の一体的な実施については、御答弁いただきましたように孤立を防ぐためには面談の時期のタイミングが非常に重要視されます。出産ギフト、子育てギフトについてもその都度面談をしていただき、御案内も的確に実施体制が整っていると安心をしているところでございます。

そこで、4点について御質問させていただきます。

特に今回の支援では、手薄なゼロ歳から2歳に焦点を当てると言われておりますように、児童虐待の数字からもこれまで以上に顔の見える支援の充実も求められています。今後の支援、面談等、これまでの体制でいいのか、課題があれば実施方法についてお聞かせください。

2点目、本町については県のモデル事業としても定着していますネウボラふちゅうを開始以来、支援の効果も出ているかと思います。また、スマホやタブレットで妊娠・出産、育児に関する記録や子育て情報を受け取られる母子手帳アプリも開始をされているところでございますが、利用件数にしますともう少し周知が要るようにも思います。相談支援と経済的支援が加わることにより、より充実した支援とありますが、ネウボラに期待される効果について伺います。

また、出産・子育て応援給付金は出産育児関連商品の商品券、妊婦健診、交通費やベビー用品等の費用助成、産後ケア、一時預かり、家事支援サービス等の利用費助成や利用料免除、そして現金給付及びキャッシュレス支給などの自治体の判断により実施方法が異なりますが、本町では現金支給とのことでございました。

3点目に出産応援ギフトや子育てギフトの支給方法について、これまでにあまり利用されていない事業にもお試し無料券とかクーポンの利用等、今後広域連携でも使え

るようなサービスもぜひ検討していただきたいと思います。そうした考えはありませんでしょうか。

4点目に、最後に伴走型相談支援体制の整備については、子育て世代包括支援センター福寿館の子育て支援課分室を中心に各専門員による支援となっておりますが、新しい相談事業も増え、本町の子育て支援課との連携も大変に重要となります。これまでも度々要望しておりました子育て支援体制のワンストップ化や母子保健に関わる各種行事においてもさらなる多くの子育て支援の中心拠点として町のメインとなる新たな子育て福祉センターとしての機能を持つ場について何かお考えがあればお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（金本智巳君） 子育て支援課長です。15番益田議員の2回目の御質問について答弁させていただきます。

1点目、今後の支援、面談等への体制の課題及び実施方法についてですが、継続的に実施するための課題としては相談支援における業務量の増加、経済的支援における事務量の増加、それに関連する事業の希望者の増加等への対応などが挙げられます。今後国から示される要綱等に従い、適切な人員配置とともに、広域的な連携も視野に入れながら対応してまいります。

また、実施体制についてですが、面談の実施者については顔の見える関係づくりにより信頼関係を構築し、身近で相談しやすい、ネウボラで一貫した伴走型支援ができるよう、全てネウボラの保健師または助産師が担当いたします。

続いて2点目、相談支援と経済的支援が加わることにより、期待される効果についてですが、原則対面による面談が支給条件となるため、保健師や助産師との顔の見える関係づくりからよりよい信頼関係や相談しやすい関係が構築しやすくなることや、連絡が取れにくかった御家庭とも連絡が取れやすくなり、必要な方には産後ケア等の利用者負担の軽減などにつながる経済的支援の活用と組み合わせながら妊婦や子育て家庭が必要な支援サービスの利用を具体的に相談、調整し、その結果、必要な支援メニューが確実に妊婦や子育て家庭に届くことが期待されます。

3点目、支給方法については、たくさんの選択肢があってもよいのではないのでしょうかについてですが、当分の間は現金支給となりますが、将来的には広域連携など、効

率的な電子クーポンなどを含んだ給付方法も含め、周辺市町と検討してまいります。

4点目、新たな福祉センターとしての機能を持つ場についての考えについてですが、議員御指摘のとおり、本町は現在役場の本庁舎に子ども家庭総合支援拠点を設置し、母子保健のネウボラふちゅうは福寿館で実施されており、離れた場所で子育て支援を行っております。連携を取りながら支援をしておりますが、一体的には行えていない状況です。今後のこども家庭庁の新設の動きの中で、母子保健と子ども家庭総合支援拠点を統合したセンターの設置が令和6年4月1日から市町村において努力義務になります。新しい国の動きに合わせて、子育て支援の体制整備を進めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問はございますか。

15番益田議員。

○15番（益田芳子君） 15番益田です。丁寧な御答弁大変ありがとうございました。一番目のゼロ歳児から2歳児の支援では、今、家庭だけではなくて保育の質も大変大きく求められている状況でございます。そして特に独り親家庭、働くお母さんのサポート、そして未熟児の低体重のリトルベビーのサポート、このリトルベビーのサポートについては各自治体で冊子もつくられていることもありますので、また参考にしていただきたいなというふうに思います。

多胎児のいる御家庭については、先日報道にもありましたようにバスの乗降拒否もありまして、移動手段が大変御苦労されているんだなということを痛切に感じました。経済的な支援をさらに充実していただけるものと思います。

それから、町で行っておりますファミリーサポート事業についても、場所的な問題や広報不足なども指摘をしておきます。数字にこだわることなく、使いやすいサポートになりますように要望しておきます。

そして最後に2021年に成育基本法の基本方針の中に、女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取組と明記をされています。妊娠前のプレコンセプションケアといった適切な時期に適切な知識、情報を女性やカップルを対象に提供し、将来の妊娠のためのヘルスケアを行い、より安全安心な妊娠出産ができる支援なども挙げられております。来年度には母子手帳の内容も改訂され、見直しには手帳のデジタル化に向けた環境整備も始まります。特に困難な環境に置かれている妊婦の方には困窮妊婦の支援体制も強化をされます。広島都市圏で一番の子育て支援を目

指す府中町が今後とも環境整備の拡充も検討していただきますように要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第1項、妊婦、子育て家庭の孤立を防ぐ伴走型相談支援の充実を、15番益田議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第2項、带状疱疹予防接種の費用助成の導入を、16番橋井議員の質問を行います。

16番橋井議員。

○16番（橋井 肇君） 16番橋井 肇です。よろしくお願いいたします。

带状疱疹予防接種の費用助成について伺います。

带状疱疹は、多くの方が子どものときに感染する水ぼうそうのウイルスが原因で起こります。ウイルスは体内に潜伏していて、水ぼうそうの経験のある人なら誰でも带状疱疹になる可能性があると言えます。

国立感染症研究所、水痘抗体保有状況調べによると、日本人成人の90%以上は、带状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜んでおり、特に50歳代からその発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症すると言われています。また50歳以上で発症した人のうち、約2割の人が皮膚などの炎症が治った後も痛みが続く带状疱疹後神経痛になると言われ、その他にも、顔面神経麻痺など合併症を引き起こすこともあります。このため、日本では発症リスクを下げ、重症化を予防する目的で、50歳以上の人を対象にワクチン接種が認められています。ワクチンには2種類あり、生ワクチンは1万円程度、より効果が高いと言われる不活化ワクチンは4万円程度の自己負担と高額であることから、金銭的に接種をちゅうちょされているとの声もあります。

そこで、町のワクチン接種に関する周知啓発や接種助成に対する考えを伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。16番橋井議員の一般質問、带状疱疹予防接種の費用助成の導入をについて答弁いたします。

带状疱疹は、水ぼうそうを起こすウイルスと同じ、水痘・带状疱疹ウイルスが原因で起こる、痛みを伴う皮膚疾患のことです。初めて水痘・带状疱疹ウイルスに感染したときは、水ぼうそうとして発症します。多くの方が子どもの頃に水ぼうそうにかか

り、発症して1週間で治ります。

しかし、感染したウイルスは水ぼうそうが治った後も、症状を出さない状態で体内に潜んでいます。子どもの頃に感染した人は、免疫を持ち、健康で免疫力が強い間は、ウイルスの活動が抑えられていますが、獲得した免疫は年齢とともに弱まり、ストレス、過労、病気によってウイルスに対する免疫力が低下したときには再び活動を始め、神経を伝わって皮膚に到達し、帯状疱疹として発症します。その発症は、50歳以上に多く、約7割を占めていると言われ、50歳以上の方は、重症化を予防する目的でワクチン接種が認められています。

帯状疱疹ワクチンには、議員御指摘のとおり2種類あり、接種回数が1回の生ワクチン、ビケンは、皮下注射で、有効性が50歳から69歳で約90%、70歳代で約79%と言われ、接種費用は1回約1万円です。接種回数が2回の不活化ワクチン、シングリックスは、筋肉内注射で1回目接種から2か月後に2回目の接種を行います。有効性は50歳から69歳で約97.2%、70歳代で約89.8%と言われ、有効性は高いのですが、1回の接種費用が約2から3万円で、2回接種となると、約4万円以上の負担となります。

御質問の町のワクチン接種に関する周知啓発や接種助成に対する考えについてですが、帯状疱疹ワクチンは、国において、定期予防接種で使用するものの是非に関する検討は継続して行われておりますが、現在も任意予防接種であり、法令で定められた定期予防接種ではないため、医療機関ごとに定められた費用により全額自己負担となります。

接種助成については、広島県が今年9月に行った調査によると、県内で助成をしている市町はございませんが、全国的にはワクチン費用の一部助成をしている市町もあります。

助成額及び制度設計は市町によって違っており、助成額を定める自治体、限度額を定める自治体など様々です。助成後の自己負担額は、1回接種のワクチンでは、1回当たり4,000円程度、2回接種のワクチンでは、1回当たり1万円程度で、2回で2万円程度となっております。

本町においては、現在はワクチン接種の費用助成について予定はありませんが、国、県の動向を注視しながら研究してまいります。また、ワクチン接種に関する周知啓発につきましても、国、県、他の自治体の動きと合わせて、ホームページ等において、

周知に努めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2 回目の質問はございますか。

1 6 番橋井議員。

○1 6 番（橋井 肇君） 御答弁ありがとうございました。

広島県ではまだ助成されている市町はないということの御答弁でした。また、府中町でもそういったワクチン接種に関する周知というのもまだされていないということだったと思います。

ワクチン接種がメディアで取り上げられる機会も増えて、今、その関心も高まっております。带状疱疹の発症を防ぐためには栄養バランスに配慮した食事、適度な運動、良質な睡眠など、免疫力を低下させないように日頃から体調管理を整えることが大切であるというふうに言われております。現在町ではこの免疫力の低下を防ぐ健康増進の取組等されておれば教えてください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

健康推進課長。

○健康推進課長（塩月久美子君） 健康推進課長です。1 6 番橋井議員の2 回目の御質問に答弁いたします。

带状疱疹は免疫力が低下した場合に発症しますが、免疫力を上げる町の健康増進の取組事業を何か行っていますかという御質問なんですけれども、現在、健康づくりの一環としまして、これまでの健康マイレージ制度を見直しし、今月より健康マイレージ制度アプリを導入いたしました。ウォーキングにより歩数をカウントし、ポイントをためることで抽せんによりギフトカードが当たるなど、体力をつけながら生活習慣病の予防と、運がよければ自分にも御褒美がある楽しいアプリとなっております。ギフトカードの対象となる年齢は1 8 歳から6 4 歳ではありますが、アプリはお幾つの方でもダウンロードできますので、皆様に御利用いただき、体力づくりとともに免疫力を高めていただけるものと思っております。

また、今年度より成人向け健康増進事業として、働く世代の運動習慣化を目指して町内のフィットネスジムと契約を行いました。専門のトレーナーがその人に応じたトレーニングメニューを提案してくれるなど、効果的な運動を行い、利用された方にも

運動を行うきっかけとなったと喜んでいただいております。

そのほかにも健康であるためには、病気の早期発見も大切です。各種がん検診や人間ドックも実施しておりますので、皆さんに受診していただけるように啓発してまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 3 回目の質問はございますか。

16 番橋井議員。

○16 番（橋井 肇君） 御答弁ありがとうございます。また今月より新しい取組ということで、アプリとかフィットネス、町内のフィットネスジムと契約など、いろいろ取り組まれていることが分かりました。

带状疱疹は、何度も申し上げますが、年齢を重ねるとウイルスに対する免疫力が薄れ、ストレスや疲れをきっかけに発症します。特に 50 歳を境に発症率は急上昇し、60 歳 70 歳にかけて割合が上昇いたします。日本人の 9 割が带状疱疹になる可能性があるというふうにも言われております。この带状疱疹の症状というのはかかった人にしかそのつらさは分からないというふうに言われます。その多くは神経痛で日常生活にも支障を来すほどであると言われます。症状はピンキリでごく軽症で済む場合もあれば、治療後に神経痛が残る带状疱疹後神経痛になるケースもあります。ウイルス感染を引き起こす場所によっては顔面神経麻痺や失明などを引き起こす場合もあるので侮ることはできないというふうに言われております。高齢であればあるほど発症率、带状疱疹後神経痛へ移行する確率が上がるため、予防接種を推奨する情報が今増えております。高齢者の方々より、接種額が高額なため、助成事業の要望をいただいております。また転勤をされてきた方など、府中町にはないのかという問合せもいただきました。高齢者対策として非常に有効であり、高齢者を大事にする町として町民への強力なメッセージになると思います。ワクチンの効果や症状に気づいたら早めに受診していただくことなど、情報発信をしていただきたいと思います。また、ワクチン助成に向け、ぜひ検討していただくよう要望し、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、带状疱疹予防接種の費用助成の導入を、16 番橋井議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君）　ここで少し早いのですが昼休憩といたします。

再開は１３時からといたします。休憩。

（休憩　午前１１時４５分）

（再開　午後　１時００分）

○副議長（二見伸吾君）　議長を交代いたしました。

休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○副議長（二見伸吾君）　続いて、厚生関係第３項、ごみの戸別収集について、７番山口議員の質問を行います。

７番山口議員。

○７番（山口晃司君）　それでは、ごみの戸別収集について質問をいたします。

来年度より、ふれあいごみ収集事業の開始が予定されています。これは高齢者や障害者など、ごみステーションまでごみを出すことが困難な世帯に対し、個別に訪問しごみ収集を行う事業ですが、令和５年度から７年度の３年間の目標戸数は４０軒、５０軒、６０軒の合計１５０軒、予算は３年間で７，４０７万円、１年当たり２，４６９万円、１世帯当たり年間約５０万円かかる計算です。

確かに高齢者、障害者世帯の暮らしやすさという点で見ると必要ではない事業ではないですが、１世帯当たりの費用で見ますと、かかり過ぎですし、一方でごみ問題は全町的な課題です。

ごみの集積場所の提供、カラス被害、掃除当番、町内会非加入者がごみステーションを利用することへの加入者からの疑問、反発など既存のごみステーション方式だと、一部の人や町内会役員への負担の押しつけと課題は増えるばかりなのは否定できないのではないのでしょうか。

平成３０年９月の一般質問では、年間約３，５００万円程度の増額で全戸戸別収集ができるとの答弁でしたが、約２，５００万円かけて５０、６０世帯を対象にするよりは、全世帯を対象にする時代に入っていると思います。

急ぐ理由としては、現在「自治会の非加入を理由に地域のごみステーションの利用を禁じられるのは違法かどうか」という裁判が行われており、いよいよ最高裁に舞台を移しています。

地裁・高裁ともに、自治会の非加入を理由に、ごみステーションの利用を禁じることは違法であるとの判決でしたが、高裁は、非加入者に対して維持管理費などを求めればよい。そういった金銭的負担の提案をすることなく利用を禁止するのは、自治会への入会の強制に等しいとして違法という判断でした。

もし、町内会非加入者へごみステーションの維持管理費を請求してもよいという判断を最高裁がしたら、町内会加入者の気持ちとして請求せざるを得ないでしょう。そうなったらますます近隣住民同士の間にはギスギスしたものが生まれます。また、その負担金の額の妥当性を府中町民と町内会が裁判で争うことになることも考えられます。

また、自治体に入っていないだけでもごみステーションの利用は可能だし、維持管理費も自治会に対して払う必要がないと判断されたら、町内会に入る必要がこれまで以上になくなり、町内会離れがさらに加速していくことが予想されます。残念なことに町内会費を集めるときに、会費を払って町内会に入っていない人をお世話をする必要って何なんですか、払わずにお世話をしてもらったほうが得ですよと町内会を辞められる方も出てきました。

最高裁の判決がどう出るかは分かりませんが、どういった判決が出るにせよ、ただただ近隣住民同士のわだかまりを生むだけの結果になるのではないのでしょうか。

このように近い将来だけ見てもお金で解決できることは早急にお金で解決しないと間に合わない時代がすぐそこまで来ているように思われます。最高裁の判決が出る前にごみ問題が住民感情を二分させることにつながらないようにという思いから次の質問をいたします。

1、全戸収集にかかる費用は幾らですか。ごみステーション併用など試算の詳細を教えてください。

2、ふれあいごみ収集事業を町内会に同額で委託しませんか。

ごみをごみステーションに捨てに行けない世帯は、災害時に自分だけで逃げるのが困難です。町内会や自主防災会と連携を取っておくことは業者に委託する以上に効果を生むと思いますので、対象者が置いておくごみをごみステーションまで運ぶということを町内会に委託すれば、ふれあいごみ収集事業以上の効果が見込まれますので、ぜひ町内会に業者と同額の1世帯40から50万で委託したらいかがでしょうか。

以上、御答弁よろしく願いいたします。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（森本雅生君） 町民生活部長です。

7番山口議員からの一般質問、ごみの戸別収集についてに答弁いたします。

初めに、ごみステーションにつきましては、町内会をはじめ地域の皆様に維持管理をしていただいております、この場をお借りし、改めて感謝申し上げます。議員御指摘のとおり、現在、カラス等の動物によるごみの散乱、ごみ出しルールの違反、宅地化によるごみステーション適地の減少や高齢化に伴うごみ出しの負担増加などごみに関する様々な課題が顕在化しています。また近年は、独り親や共働き世帯、高齢者等の増加を背景に、町内会に加入しない人が増える傾向にあり、ごみステーションの維持管理に係るトラブルは全国的にも問題になっています。

それでは、1つ目の御質問、全戸収集にかかる費用は幾らですか。ごみステーション併用など試算の詳細について、お答えします。

初めに家庭ごみの収集方式について説明いたします。

御承知のとおり、本町のごみの種類は、普通ごみ、有価物、埋立有害ごみ、ペットボトル等、大型ごみの5区分であり、ごみステーション方式で収集しています。他の方法として、各家庭の玄関先などに戸別に集積された家庭ごみを収集する戸別収集という方式もありますが、全国でも一部の自治体でしか実施されていません。

さて、平成30年9月の一般質問「ごみの戸別収集の考え方は」において、全戸戸別収集方式による必要経費は、現状のごみステーション方式より3割程度増額になると見込みまして、普通ごみを例に挙げ、ごみステーション方式での収集委託料が平成30年度の予算額1億1,920万6,000円であったのが1億5,496万8,000円程度へ増額、おおむね3,500万円増額になる見込みと答弁いたしました。しかしながら、この答弁の趣旨は、普通ごみの収集だけをとっても相当の増額になることが見込まれるため、本町においてのごみ収集方式は、戸別収集より、ごみステーション収集のほうが適しているということを申し上げたものでございます。

令和4年度予算の家庭ごみの収集委託料は、5区分のごみ種の総額で約2億3,700万円となり、そのうち普通ごみの収集委託料は約1億3,200万円となっています。これを全戸、戸別収集で実施する場合には、収集拠点が現在のごみステーション約1,100か所から戸別の収集場所である住宅戸数2万軒を超えることとなりますので、収集に要する車両、人員等を勘案しますと、現状では相当な増額にな

るものと見込んでいます。

次に、本町において戸別収集を行う場合の仕様を整理しますと、現在のごみステーション設置と収集スペース確保のため、一定の道路幅員があるエリアを収集ルートとして拠点間を迅速に移動して効率的に収集していますが、戸別収集の場合、住宅1軒ごとの移動や狭隘道路、行き止まり、急勾配の地域へも進入する必要があることから、収集地域・ルート、収集方法の見直し、車両、人員の増加や小型車両の新規導入が必要となります。また、地域の生活環境保持のため、現在、午前中に終えている普通ごみ収集時間は、その延長も余儀なくされる可能性があります。

このように戸別収集の実施に当たり、費用を算定するには、詳細に仕様を整理する必要があり、現状では、全戸、戸別収集及びごみステーションとの併用に関する制度設計並びに費用を算定することは非常に困難です。

続きまして、2つ目の御質問、ふれあいごみ収集事業を町内会に業者と同額で委託しませんかについて、お答えします。

議員が質問趣旨の冒頭でおっしゃいました令和5年度から開始予定の大型ごみ等以外のふれあい収集について、説明いたします。

大型ごみ等以外のふれあい収集は、高齢者や障害者など、ごみステーションにごみを出すことが困難な世帯に対し、個別に訪問して収集を行う事業です。令和2年度に後期実施計画で計上した事業費は3年間で7,407万円、初年度は約2,350万円でしたが、その後、広島県内自治体の実施状況を調査し、高齢者等世帯のごみ排出量などの状況を考慮し、収集頻度、体制などを整理し、制度を再設計し、現在はまだ最終決定ではありませんが、年間400万円程度、1世帯当たり年間10万円を見込んでいるところです。したがって、議員御提案の町内会による支援の内容と現在の町制度案とは運搬場所、収集頻度及び費用が変わる可能性が高いという状況です。

議員御指摘のとおり、ごみ出しが困難な世帯に対する町内会の支援は、地域共助による顔の見える関係づくりの一環として大変有意義な活動であると考えています。少数ではありますが、全国的には市区町村が自治会やNPO法人など地域の支援団体等へ補助金を支給することにより、支援団体のごみ出し支援を後押しする制度などの事例もあります。このいわゆる、地域コミュニティによる支援は、地域における絆やつながりができること、ごみ出しの搬出がごみステーションまでで済むなどの利点がある一方、委託業者による支援に比べ、ごみ出し搬出回数が多いこと、支援者側の高齢

化などの問題により制度の継続が困難なこと、また町内会で実施する場合は、全域にわたる事業が困難であるという課題があります。

こうした課題については、町内において既にボランティアでごみ出し支援を行っておられる一部の町内会では顕在化しており、支援者の高齢化や担い手不足からごみ出し支援が困難となり、中止に至ったという事例も聞いています。このように、町内会によって町内全てのごみ出し支援を行うことは難しいことから、令和5年度に開始予定のふれあい収集事業は、町全域にわたり持続可能な制度として一般廃棄物の専門業者への委託により実施したいと考えています。

ごみステーションをはじめ、ごみ処理に関しては、地域、行政ともに様々な課題がありますが、家庭ごみの収集には町民や町内会など、地域コミュニティの力が不可欠です。町としましても、ごみ収集の在り方も含め、住民サービスの向上に努めてまいりますので、引き続き、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（二見伸吾君） 2回目の質問はありますか。

7番山口議員。

○7番（山口晃司君） 御答弁ありがとうございます。

まず今回の質問ですが、ごみの戸別収集にかかる費用が現状プラス3,500万円、ふれあいごみ収集事業を開始するのにプラス2,400万円という町から提示された数字を基に、かかる費用が1.5倍程度で1,000万円程度の追加なら裁判結果による住民同士のトラブル、町内会や町内会役員の今まで以上の負担を考えると、この差は何とかして埋めるべきではないかという趣旨でしたが、戸別収集にかかる費用が一般答弁時の数倍から試算すら不可能。ふれあいごみ収集事業にかかる費用が実施計画で説明を受けた費用の6分の1ということで、その差が10倍から下手したら数十倍。額の差も1,000万どころか億以上の差が出るかもしれないということで、この質問趣旨に沿った理屈や数的根拠が完全に崩れてしまいましたので、この趣旨のまま質問を続けることは無理という結論に至りました。今回は仕方ないんですが、やはりいろんな議員がする一般質問の答弁というのは生きています。住民から質問を受けた場合、一般質問の答弁や本会議、委員会等での説明を基に答えたり、説明したりします。むしろね、それと違う方針や数字を伝えることはうそになります。ですから、私もごみの戸別収集にかかる費用は現状のプラス3,500万円程度ということは

4年にわたりずっと説明し続けてきました。もちろん試算ですから、多少のずれは仕方ないと思いますが、それでも平成30年と令和4年という同じ第4次総合計画の範囲内で費用が何倍も違ってくるのか、以前はできていた試算が急にできなくなるということはなかなかないと思いますので、今後はね、限りなくシビアな数字とは言いませんが、せめて実際と何倍も差が出るような答弁は避けていただきたい。答弁の方針や数字というのは議員の質問への答えではなく、町として町民と約束しないといけないことだということを重々承知していただければと思います。

また、ふれあいごみ事業が年間6分の1、約2,000万円の差が出ていますが、これも試算の段階ですので、しょうがない面はあるんですが、一方で2,000万円あればこれから府中町を選ぼうと考える方にメリットとなるような計画を1つ2つ入れられたかもしれないと考えますと、いかに計画の段階といっても大きな差が出ないよう、計画に乗せるまでの段階で元になる手法に対しては様々な手法の中からできるだけ最小の出費で最大の効果を生むことができる手法を探っておいていただきたいと、計画を公表した後に費用が何分の1になる方法が見つかるといったことがないよう、事前の調査をしっかりとっていただきたいと思います。

ということで、ごみの戸別収集に関する質問は元となる2つの数字が両方ともちょっと違ったということで、これ以上の理屈や予算的な裏づけができませんでしたので、戸別収集に関してはこれで終わりたいと思いますが、ごみステーションの問題が町内会への負担が大きいことは目を背けることができない問題ですので、ごみステーション問題に対しての町内会等での負担の軽減について考えたいと思います。

まず、町内会というのは高齢化、担い手不足、加入率の低下が進んでおり、全国的には弱体化しているのは御承知だと思います。今回の裁判結果によってはさらに非加入者とのトラブル、またはさらなる弱体化がのしかかる可能性がある中で、ごみステーションの課題解決としては2つの方向性があると思います。

1つはごみステーションの管理を町がするという方法で、もう一つは町内会にもうしばらく踏ん張ってもらおうという方法だろうと思います。

まずは最初のごみステーションの管理を町がするということは能力と持続化を考えたとしても簡単だと思いますし、様々なトラブルを避けることができ、地域が助かると思いますが、何か問題はありますか。

次に、町内会非加入者がごみステーションを使うこと、維持管理費を非加入者に対

して請求することについて質問いたします。

府中町ではごみステーションの管理は町内会の役目です。これは府中町の公式サイトにごみステーションは町内会で管理していますとの記載がありますので、これを読んだ方が町内会に入っていない人は関係ないと理解してもおかしくはありません。つまり町は町内会に対して逃げ道をね、与えていないということになります。しかし、一方で答弁にありましたように、町内会でなく町内会をはじめ地域の皆様での維持管理とはどういったものかを考えていく必要があると思います。この問題はどこの自治体も頭を悩まされているようで、例えば鳥取市では公式サイトによくある質問とその回答の中で、質問、私は町内会未加入ですが、町内会費を入っていないとごみステーションにごみを捨ててはいけませんのアンサーとして、これは一部を抜粋しますが、町内会に入らないとごみステーションが利用できないということは本市、これは鳥取市が意図しているところではありませんが、町内会等のごみステーション設置者にはごみステーションを円滑に利用するために清掃などの管理をしていただいていることから、ごみステーションの利用についてはその管理者の承諾が必要だと考えます、本市では、管理組織がここでは町内会非加入者がごみステーションを利用されたい場合は両者の話し合いで解決するようお願いしています。具体的には、町内会には加入しないが掃除当番をする、仕事の関係で掃除当番はできないが、町内会費は支払うなど、多くの場合が話し合いによって決められた条件でごみ処理場の付き合いをされていますとあります。こういった形が町内会をはじめ地域の皆様という表現だと思いますが、府中町の場合、公式サイト表記に地域の皆様は出てきませんので、ここについて質問をしたいと思います。

町内会だけでなく、入っていない方の協力を得る上で、府中町としてごみステーションの利用に、その管理者の承諾が必要と考えるかというのがキーになってくると思います。承諾が必要ということであれば、維持管理費を払うことでの掃除や町内会入会などの免除や非加入でも掃除等で協力するといった話もできるのですが、承諾は必要ないとの見解ですと、どれだけのきれいな言葉を並べても町内会だけへの押しつけではありませんので、ごみステーションを利用するに当たって管理者の承諾は必要と考えるかどうか、町の見解をお聞かせください。

また、裁判の結果によっては町内会の負担が増えることが予想されますが、町として負担軽減策として考えていることを教えてください。

以上、よろしくお願いします。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

環境課主幹。

○環境課主幹（梶山睦生君） 環境課主幹です。7番山口議員の2回目の質問について答弁いたします。

1つ目の御質問、ごみステーション問題に関する町内会等の負担軽減についてお答えいたします。

議員おっしゃる町内会等のごみステーション問題の課題解決の方向性の1つ、町がごみステーションの管理を行った場合の問題点ですが、本町においては地域、町内会によって道路事情、動物被害や当番制の有無、周知方法、さらに不適正なごみの排出への対応など様々でありますので、ごみステーション設置及び管理要綱におきまして、町内会をはじめ地域内の利用される人が設置場所や管理方法を各地域の実情に合った運用しやすいものとして話し合いの中で決めていただき、相互に協力して自主的に維持管理を行っていただくこととしています。町が維持管理を行うことは都市化された本町におきましては、設置場所が限られており、管理方法、費用負担など様々な問題もあり難しいと考えています。清掃などの場合、町が実施する場合は効率性を考慮して広範囲な収集区域のごみステーションを順次回ることから、現状のように一斉に適切な時間帯に清掃やネット等の上げ下げを行うことは困難でありますので、ごみの散乱や通行の支障など、衛生面や安全面の問題が起こり得ます。設置場所につきましては、現在道路狹隘地域におきまして、地域の支え合いの下、民有地にごみステーションの設置を御協力いただいている場合がありますが、そのような箇所への設置は町主体では難しいことが想定され、設置数の減少につながりかねないと考えます。また、これらの管理業務を行うための体制や費用確保の問題やさらにこれまで培われてきました地域のコミュニティが希薄になるというごみステーション問題にとどまらない大きな問題がございます。

こうした理由から、現状では全国的に9割以上の自治体のごみステーション方式を採用し、町内会をはじめ、地域住民はごみステーションの維持管理やルール周知など、地域の実情に応じたきめ細やかな運用を行われ、行政はごみの収集処理、ごみ処理全般の仕組みの構築また町全域のごみパトロールなどを行うという役割分担によりまして日常のごみの収集、ひいては地域における環境衛生の保持が図られてきたと考

えています。

2つ目の御質問、町内会非加入者がごみステーションを使うこと、維持管理費を非加入者に対して請求することについてお答えいたします。

町内会に加入していない人に関するごみステーションの利用をめぐっては、本町においても当番などの活動に参加しない人が利用するのは不公平ではないかという御意見を聞いています。こうしたことを踏まえ、町ではこれまで町内会に加入していない人に対して啓発を行っており、具体的には全世帯に配布しています啓発冊子、家庭ごみの正しい出し方やホームページ、ふちゅうポータルでごみステーションの利用方法を周知しています。

ここでこの冊子のQ & Aを御紹介いたしますと、ごみステーションは町内会に加入しないと利用できないのですかという質問に対して、回答内容は、その地区にお住まいの全ての住民の方が御利用いただけます。町内会に加入しなくても利用はできますが、ごみステーションは町内会で管理をしていただくことで円滑な処理がされています。未加入の方のごみステーションの利用については、地域に合ったルールや方法等を町内会に御相談いただき、お互いに協力しながら御利用いただきますようお願いいたしますとしまして、周知啓発を図っています。実際町に問合せがあった場合には、町内会への相談を案内していますが、議員御指摘のとおり、こうした機会はこれらの人と町内会との話合いのよい機会であることを意識して、協力して利用することの啓発に取り組む必要があると認識いたしました。

なお、町内会が町内会に加入していない人に対してごみステーションの維持管理費を請求されることに関しまして、本町においては地域社会の発展と向上及び地域の振興に資することを目的として、町内会区域全体に対するコミュニティ活動を支援するため、町内会加入者、未加入者を問わず区域内全世帯に応じた補助金を交付しているところです。町内会への活動ルールや運営についてはその組織内で自主的に決定されるものでありますが、そうした補助制度のことも勘案して、ごみステーションの当番制、地域清掃などふだんの活動、または費用負担の在り方など、できるだけ利用者同士の話合いで決めていただきますよう、御理解いただきたいと思います。

最後の質問、裁判の結果によって増加が予想される町内会の負担軽減策についてにお答えいたします。

裁判結果等の影響は別にしまして、これまで申し上げましたように本町においては

ごみステーションはその地区全ての住民が利用できることとしていますが、町内会に加入していない人に対してより一層利用に当たっての相互協力の啓発に取り組みます。さらに町内会未加入者への加入啓発や町内会未加入者であっても一定の利用世帯数が満たされればごみステーションの設置管理ができるよう、状況に応じた柔軟な対応を考えてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（二見伸吾君） 3 回目の質問はございますか。

7 番山口議員。

○7 番（山口晃司君） 御答弁ありがとうございます。

ごみステーションの町での管理ですけど、いろいろできない理由というのはお答えいただきましたが、1, 100 か所のごみステーションを回収後速やかにきれいにすることが難しいということが大きかったと思います。これが例えばシルバー人材センターで550人に各2か所、時給1,000円で頼めば1回55万円、年間100回強ですから5,500万円、事務費を入れても6,000万円強は最低でもかかる計算になります。とはいっても月に8回から10回、1万円にもならない仕事量で550人が集まるかを考えたら、もっと時間給を上げて費用をかけるか、1人分の作業箇所を増やす代わりに夕方までごみが片付いていないところを我慢するということですので、実際には難しいだろうなと思います。

戸別収集のときには試算もできないという答弁がありましたが、少なくとも町内会では府中町職員がどれだけ優秀でもね、業者が性能のよい車両や機材を持っていたとしても解決できない仕事量と質というのを長年やってくれているということが分かります。その町内会が疲弊しているわけですから、ごみ問題1つ取っても町内会がなくなったらたちまちごみも費用面で有料化を検討しないといけなくなるんじゃないでしょうか。税金を今より取らないとほかのサービス低下を避けられないんじゃないでしょうか。子どもたちの安全な通学、下校が約束できますか。せっかく減った軽犯罪は元に戻らないんじゃないでしょうか。治安の悪化は防げるんじゃないでしょうか。これだけの仕事量をしている団体が、入るメリットがないとか、もう必要ないんじゃないかとか、何でそんなこと言われんといけんのんだというところです。

住んでよかった、住んでみたいと言いますが、府中町の魅力としてよく言われるごみ捨てや子育て環境の根幹は町内会や地域を支える活動をしている方の存在が

ベースにあるから維持できていることであって、これらがなくなり、今ある魅力をお金で買おうとしたらどんな町になるんだろう。

町内会や自治会がなぜ必要なのか、どんな役割を果たして、加入率の低下が進み、なくなるようなことがあったらどういった生活上のデメリットがあるのかということも含め、府中町にとってどれだけ必要な団体なのかということの情報提供や啓発は町の責任においてきちんとやっていただきたい。

次のごみステーションの利用の承諾についてですが、こういった話をするといつも手厚い府中町の町内会に対する補助金が出てきますが、1,000か所のごみステーションの管理に約6,000万円かかるとしたら、約2万4,000世帯ですので、1世帯当たり2,500円、ごみステーションの管理だけで必要な計算になります。これは実際の補助金と比較しても安い金額で大きな責任を背負わせ過ぎていませんか。昔みたいにほとんどが町内会員で会員同士、その中での調整と、今みたいに半分ぐらいが入っていない中で非加入者との交渉だと負担の重みが全然違いますから、補助金を与えているから自分たちで解決しろではなく、本来かかる費用よりかなり少ない額で対応してもらっているのですから、負担の軽減につながるよう協力していただきたい。利用者同士の話合いの際にも他の町内会や自治会がどういった条件で話合いをしているのか、町内会には入らないが掃除当番はやりますでも、掃除当番の役目はできませんが、町内会費という形で管理協力金を払いますなど、具体例を挙げて町内会にも非加入者にも情報発信し、話合いの土台を周知していただきたいと思います。

また、公式サイトの記載もごみステーションの管理は町内会だけの役目のように誤解される表記はきちんと町民全体の役目だと分かるように考えていただきたいと思います。

しかしながら、住民同士がごみステーションの利用に対し、金銭の話合いをするようになってほしいとは私も含めて思っている方は少ないのではないのでしょうか。実際にはそれ以外の方法で町内会が踏ん張ってくれる方法を探す必要があると思いますので、1問目のふれあいごみ事業に戻ります。

今後、災害時の避難行動要支援者をどうしていくかという課題が出てきます。恐らく避難支援等関係者、実施者である民生委員、自主防災会が関わることになると思いますが、府中町の場合、とりわけ自主防災会は町内会と表裏一体です。また、ごみを自分で捨てに行くことが困難な方が避難所まで自力で行けるのかということを考える

と、ふれあいごみ事業の対象者と避難行動要支援者はかぶるということが大きく予想されます。日頃の声かけなど、民生委員の役割も大きいですが、個人でもありますので、団体である自主防災会とも声かけなどコミュニケーションを取っていく必要があります。ですから、ふれあいごみ事業を地域が行うことを通じて日頃の行いが、付き合いができるということの意義は大きいと思います。

最初の答弁で地域に任せるには、業者に任せるときと比べ、ごみの搬出回数が多いとありましたが、地域によっては週に5回から6回、1日2回の見守り隊を何年も続けているところもあります。そういった方が持ち場に行く途中や帰る途中にごみ出しの支援を行うなど、町内会によって様々なやり方を考えると思いますので、まずは業者からスタートでも構いませんが、町内会へ事業補助金とセットで任せることを可能かという研究はしていただきたい。もしできる能力があるのに、ふれあいごみ事業でお金は業者、避難行動要支援者はボランティアで町内会となったら反発は大きいと思います。

ここでお願いしておきたいのが、町内会は業者と違って車両は出しませんし、燃料代もかからないかもしれませんが、しかし、一人一人は銭金ではない部分で動いているかもしれませんが、団体としては意欲を持ったマンパワーを維持するには費用がかかります。ですので、それを踏まえてあまり町内会等の仕事を安く見積もらないでいただきたいと思います。

町内会は疲弊しています。これから課題解決や新しい課題解決や価値観の中で、町内会との連携は必要なことが出てくるとと思いますが、もうボランティアで全てお願いするには限界を超えつつありますので、いつも感謝していますなどの言葉だけではなく、事業補助などゆとりのつくり方をセットで考えていただきたい、まずは新しいふれあいごみ事業を通じて、地域にできることは地域に任せるということを事業補助とセットで研究していただくことを要望いたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（二見伸吾君） 以上で、第3項、ごみの戸別収集について、7番山口議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第4項、有害鳥獣被害に対する防御ネット補助金について、5番坂田議員の質問を行います。

5番坂田議員。

○5番（坂田栄一君） 皆さん、こんにちは。悩ましい問題の第2弾でございます。

私からの質問については、有害鳥獣被害に対する防御ネット補助金について。ネットと書いてありますけども、一応フェンスも入れてのお話として聞いていただきたいと思います。

有害鳥獣の捕獲状況については、9月定例会において12番力山議員から一般質問され、箱わなの増設、捕獲体制の変更で、令和4年度8月までにかなりの成果を上げていると答弁がありました。また、答弁の中で農地や森林のみならず、市街地での目撃情報が数多く寄せられているとのことでした。

そこで、私からは鳥獣対策に有効と考える有害鳥獣被害に対する防御ネット・フェンス補助金について質問させていただきたいと思います。

では、通告書を読み上げさせていただきます。

有害鳥獣については、農地や森林のみならず、市街地での目撃情報が数多く寄せられている状況です。

有害鳥獣による被害を未然に防ぐため、町では有害獣防除用施設設置事業補助金という制度がありますが、あまり聞き慣れない名前で、活用されていないのではないかと感じています。

そこで以下の2点について質問いたします。

補助金制度の概要。

2番目として、最近の補助金交付件数と金額及び活用されていない現状と課題。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（森本雅生君） 町民生活部長です。

5番坂田議員からの一般質問、有害鳥獣被害に対する防御ネット補助金についてに答弁いたします。

議員御指摘のとおり、近年、有害鳥獣の目撃情報や被害情報は、全国的に見ても多く報道されております。町内でも、鹿、イノシシなどの有害鳥獣の目撃情報は、農地や森林のみならず、市街地でも多く寄せられている状況です。

そのため、令和3年度下期から、箱わなの増設、捕獲体制の変更などにより、捕獲・駆除対策を講じ、令和4年度上半期の捕獲数は、予想を超える成果を上げたところ

ろです。

町では8月頃まで捕獲数も多く、目撃情報も多く寄せられていましたが、9月に入ってから捕獲数、目撃情報も減少しているところです。

現在、減少している状況ではありますが、有害鳥獣による被害を未然に防ぐため、これまでの対策を緩めることなく、対策を継続・強化していく必要があると認識しているところです。

では、御質問の1つ目、補助金制度の概要についてお答えします。

当該有害獣防除用施設設置事業補助金は、自ら営む農林業を有害獣による被害から未然に防ぐために、有害獣防除用施設を設置する町に住所を有する者に対し、その費用の一部を助成するものです。防除用施設とは、電気柵、防護柵または防除網となっており、それぞれに大きさ、設備要件を設けております。補助率は2分の1で、補助限度額は、電気柵3万5,000円、防護柵6万6,000円、防除網2万2,000円となっております。

続きまして、御質問の2点目、最近の補助金交付件数と金額及び活用されていない現状と課題についてお答えします。

最近では、令和2年度に防護柵1件で6万6,000円、平成29年度に電気柵・防除網1件で5万147円といった補助金交付となっております。

活用件数が少ない現状としましては、補助制度自体は平成16年度から運用しているため、自ら営む農林業者に一通り行き渡ったことが挙げられると考えております。

しかしながら、農業被害は依然として続いているため、補助対象者の御意見をいただきながら、有害獣による被害から未然に防ぐために活用しやすい補助制度の見直しも検討していきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○副議長（二見伸吾君） 2回目の質問はございますか。

5番坂田議員。

○5番（坂田栄一君） 答弁ありがとうございました。

町では、8月までの有害鳥獣の捕獲、駆除の実績はかなりの成果を上げられているものの、9月から捕獲数が少なくなったということでしたが、市街地での目撃情報も少なくなったとのことでした。しかしながら、私が感じる限り、まだまだ絶対数が増えている、山にはたくさんの有害鳥獣はいて、たまたま今は山に食料があるので市街

地に出没していないのではないかと、わなにかかっているのではないのかと思っています。このまま状況が続けばいいんですが、山に食料がなくなると恐らく我々住んでいる市街地にも近づいてくると思われます。人的被害が出る前に対策を強化しておくべきではないかと感じております。

最近の状況を見ますと、全国では11月9日徳島県小松島市の市街地で児童ら6名がイノシシに襲われけがをした。11月22日には新潟県新発田市の農道で中学生がイノシシに追いかけられた。11月24日には、神奈川県秦野市で商業施設や小学校にイノシシが現れ、30代男性が体当たりされたほか、80代の女性が転倒してけがをしたといった報道がありました。県内でも11月7日に呉市の市街地で登校中の小学生がイノシシとぶつかりけがをしたなど、報道で出ただけでも数多く人的被害が出ています。非常に残念でなりません。その他人的被害ではございませんが、先月の10日には広島市西区のJR山陽線横川―西広島間で西条発岩国行きの普通列車にイノシシが衝突し、上下線2本が運休、13本が最大約45分の遅れが出て、約4,000人という方に影響が出たと報道されたところであり、有害鳥獣の市街地での被害は報道で発表、表面化されなくてもまだまだあるのではないかとと思うところがございます。

府中町でこうした事案は今のところないとお聞きしていますが、これに近い、または類する状況があるのではないかと感じているところでございます。

そこで2点ほど2回目の質問をさせていただきます。

市街地での目撃情報が多いことを踏まえ、市街地での有害鳥獣の捕獲、駆除対策は何か考えておられるのですか。

有害獣防除用施設設置事業補助金制度の活用が少ないことから、活用しやすい補助制度の見直しも検討されとのことでしたが、農林業を営んでいない、いわゆる家庭菜園などの一般住家や市街地内の目撃情報多発地点で活用できる補助金制度の拡充はできないでしょうか。

以上、2点よろしく願いいたします。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（砂崎勇介君） 環境課長です。5番坂田議員からの2回目の御質問について答弁いたします。

まず1点目、市街地での有害鳥獣の捕獲、駆除対策についてですが、従来から特効薬がなく、非常に対策に苦慮しているところでございます。箱わなの設置が有害鳥獣対策に非常に有効な施設ではございますが、危険な設備のため市街地内での設置は難しいとし、北部丘陵地沿いなどを中心に設置をしておりましたが、今年度試行的に市街地内、場所は埃宮になるんですが、箱わなを2基ほど設置いたしました。現在運用を始めたばかりでございますが、今後有効性、安全性などを検証し、目撃情報多発地点や家庭菜園被害多発地点など設置可能な場所があれば全庁的に運用してまいりたいと考えております。

2点目の補助制度の拡充についてでございますが、現状の電気柵、防護柵、または防除網のほかにも、有害鳥獣が嫌がる防除用施設のメニューの拡充、それから一般住家、目撃情報多発地点で活用できるよう制度の変更等を検討してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（二見伸吾君） 3回目の質問はありますか。

5番坂田議員。

○5番（坂田栄一君） 答弁ありがとうございました。有害鳥獣対策について特効薬がないと思いますが、町がいろいろ検討されて取り組んでいることが分かりました。答弁いただきましたように、市街地での被害防止対策、全庁的に展開して補助制度も拡充されることを期待して質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（二見伸吾君） 以上で、第4項、有害鳥獣被害に対する防御ネット補助金について、5番坂田議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○副議長（二見伸吾君） ここでお諮りします。

本日はこれをもって延会としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（二見伸吾君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次回は12月13日午前9時30分から会議を開きます。

お疲れさまでした。延会。

（延会 午後 1時52分）